

3. 特定地区に関する取り組みと実績等

(1) 都市計画等により定める区域(地域制緑地等)

1) 近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区

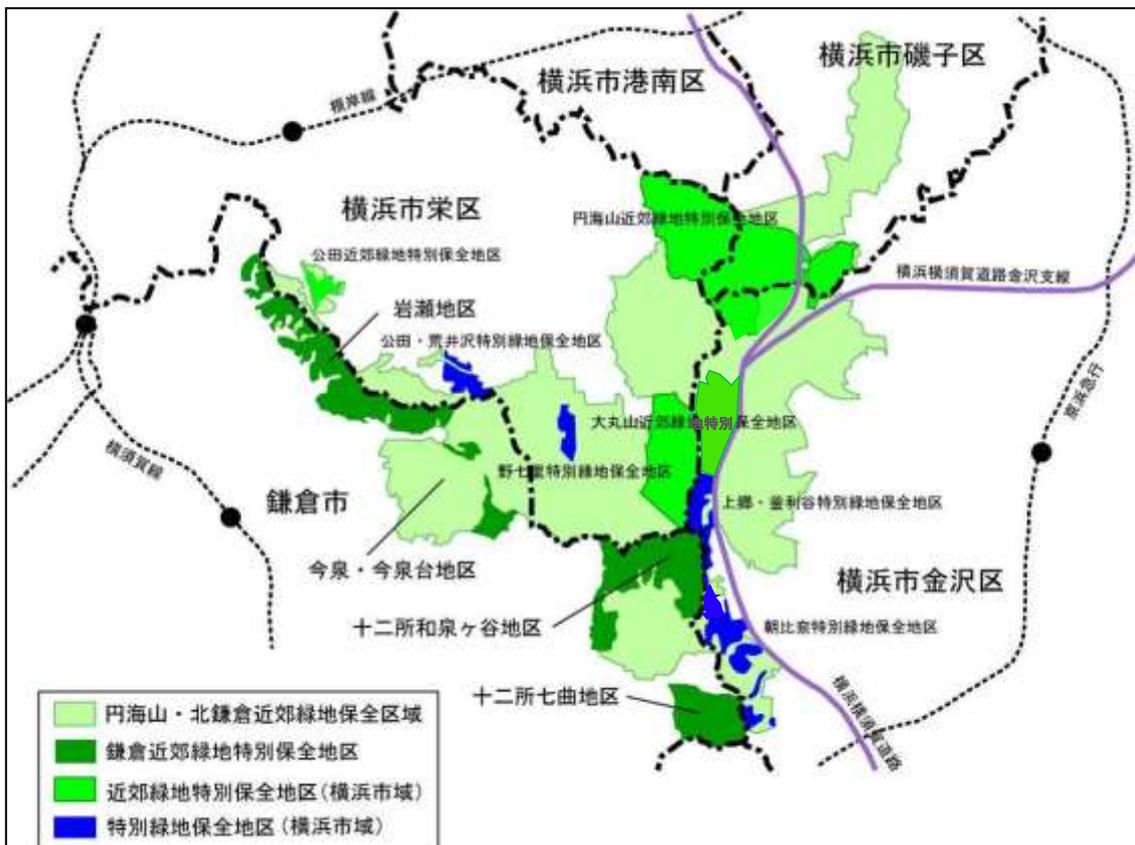
①地区の指定・施策方針

- 首都圏近郊緑地保全法に基づき、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域^{※1}が、横浜市を含む約1,096haにわたって指定され、その内約294haが鎌倉市内にあります。
- 鎌倉市では、近郊緑地保全計画に沿って、区域内の重要な緑地として約131haが、鎌倉近郊緑地特別保全地区に指定されています。

■近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の指定の方針と面積

近郊緑地保全区域 ^{※2}		面積 (ha)	近郊緑地特別保全地区	面積 (ha)
円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域	鎌倉市域	岩瀬地区	鎌倉特別保全地区	131
		今泉地区・今泉台地区		
		十二所和泉ヶ谷地区		
		十二所七曲地区		
		鎌倉市域計		
	横浜市域	802	円海山特別保全地区	124.0
			大丸山特別保全地区	72.6
			公田特別保全地区	5.4
			横浜市域 計	202
	合計	1,096	合計	333

■円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域・特別保全地区位置図



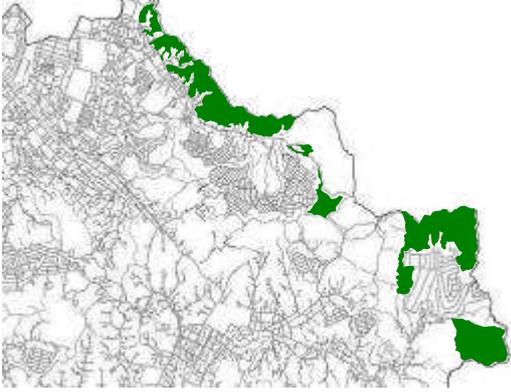
^{※1} 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域は、横浜市及び鎌倉市を含む一つの区域として指定されています。昭和44年(1969年)3月28日 首都圏整備委員会告示 第1号。最近の変更は平成18年(2006年)12月28日 国土交通省告示 第1540号。

^{※2} 鎌倉市側の地区の名称は、法に基づくものではなく、施策の推進上の地区名称としているものです。

②指定の経過

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域				近郊緑地特別保全地区	
指定年月日	面積(約 ha)	鎌倉市	横浜市	地区名	面積(約 ha)
昭和44年 3月28日	962(当初指定)	243	719		
昭和44年 5月13日				円海山	100(横浜市域のみ)
昭和52年 9月21日	998(拡大)	243	755		
平成18年 12月28日	1,096(拡大)	294	802		
平成21年 3月25日				円海山	116(拡大)
平成22年 3月23日				大丸山	44(横浜市域のみ)
平成23年 10月18日				鎌倉	131(鎌倉市域のみ)
平成24年 3月5日				公田	5.4(横浜市域のみ)
平成26年 3月5日				大丸山	72.6(横浜市域のみ)
令和2年 3月25日				円海山	124.0(拡大)

③近郊緑地特別保全地区内の緑地の保全に関する事項

地区名	面積(ha)	区域	指定・変更年月日
鎌倉近郊緑地特別保全地区	131	岩瀬字北山 外	平成23年10月18日
<p>【指定の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鎌倉近郊緑地特別保全地区は、その良好な自然環境を有する緑地を保全するとともに、首都圏の住民の健全な心身の保持及び増進に資することを目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> 市街地の背景をなす岩瀬から今泉にかけての連続する丘陵の自然的景観と良好な自然的環境を一体的に保全する。 横浜市側に続く樹林地を保全する。 七曲地区を中心とする貴重な動物の生息環境を保全する。 七曲地区の眺望機能を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 散策路等、周辺地区と一体になった交流とふれあい活動の場としての活用に必要な施設。 保安林の指定地以外での、土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	鎌倉市※	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
備考	鎌倉近郊緑地特別保全地区は、区域の一部が保安林(保健保安林、土砂流出防備保安林、風致保安林)と重複しています。		

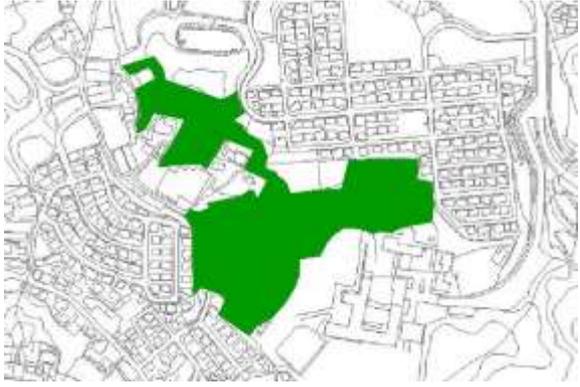
※神奈川県も土地の買入れを希望することができます。

2) 特別緑地保全地区

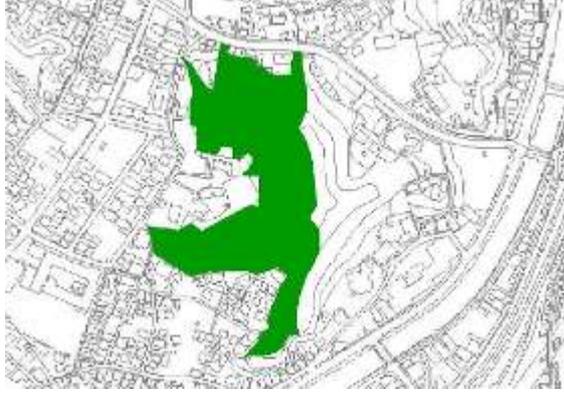
①地区の指定と緑地の保全に関する事項

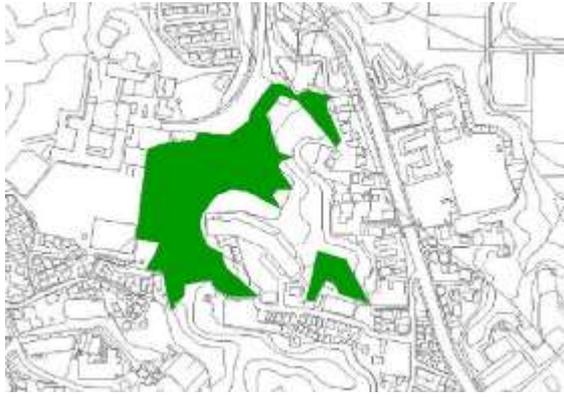
○地区別の指定理由、保全の方針等は次のとおりです。

■図Ⅱ.4.3 特別緑地保全地区の指定状況等

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
城廻特別緑地保全地区	3.7	城廻字打越	平成14年4月30日
【指定の理由】			
<p>・城廻特別緑地保全地区は、鎌倉市北部の城廻地区に位置し、北東側及び南西側は低層住宅地に、南東側は清泉女学院に囲まれた市街化区域と市街化調整区域であり、無秩序な市街化を防止するとともに、優れた景観により当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</p>			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<p>・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。</p>	<p>・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。</p>	<p>・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。</p>	

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
昌清院特別緑地保全地区	0.8	山崎字清水帰り	平成14年4月30日
【指定の理由】			
<p>・昌清院特別緑地保全地区は、鎌倉市のほぼ中央、鎌倉中央公園の北西に位置し、周辺を低層住宅地によって囲まれた、臨済宗昌清院の裏山であり、寺院と一体となっている伝統的、文化的意義を有する樹林地等を保全し、その良好な水辺環境を後世に伝えるとともに、当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</p>			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<p>・社寺境内地の良好な水辺環境を保全する。</p>	<p>・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。</p>	<p>・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。</p>	

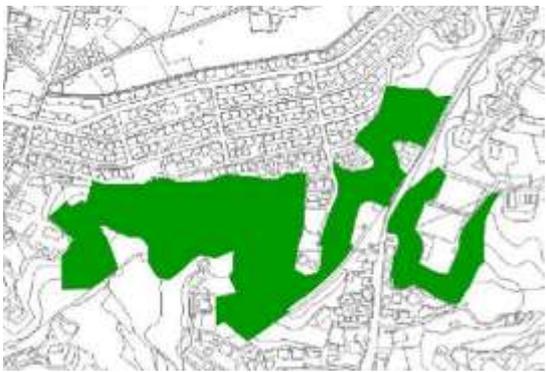
地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
岡本特別緑地保全地区	3.2	岡本二丁目	平成 14 年 4 月 30 日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 岡本特別緑地保全地区は、JR 大船駅の西側に位置する山の西斜面であり、無秩序な市街化を防止するとともに、優れた景観による当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> 都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
玉縄城址特別緑地保全地区	2.4	城廻字打越、植木字植木谷戸	平成 15 年 6 月 17 日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 玉縄城址特別緑地保全地区は、小田原北条氏の支城、玉縄城が築かれた場所であり、城主が最後に立てこもる場所といわれている諏訪檀を含む、本丸東側の土塁が原形をよく残しています。 歴史的意義を有する樹林地を保全し後世に伝えるとともに、その優れた景観により地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> 玉縄城跡としての歴史文化資源を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
常盤山特別緑地保全地区	19	梶原四丁目、常盤字大丸	平成 17 年 9 月 13 日 平成 23 年 10 月 18 日
【指定の理由】			
<p>・常盤山特別緑地保全地区は、鎌倉市中央部の歴史的風土特別保存地区に隣接する地区であり、当緑地の伝統的、文化的意義を有する樹林地を保全し、その良好な優れた自然環境及び景観を後世に伝えるとともに、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</p>			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<p>・歴史的風土特別保存地区とのつながりを確保するとともに、市街地の背景をなす自然景観の保全に重点を置く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・散策路、休憩所等、周辺地区と一体になった交流とふれあい活動の場としての活用に必要な施設。 ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
寺分一丁目特別緑地保全地区	2.3	寺分一丁目、二丁目、三丁目	平成 19 年 12 月 19 日
【指定の理由】			
<p>・寺分一丁目特別緑地保全地区は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全することで、低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープとしての機能を有しています。</p> <p>・貴重な樹林地を保全し、後世に伝えるとともに、その優れた景観により地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</p>			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<p>・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。</p> <p>・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
天神山特別緑地保全地区	5.0	山崎宮廻り	平成20年9月16日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 天神山特別緑地保全地区は、工業系用途地域と住居系用途地域を分節する第一種住居地域位置する、市街化区域内に残された一山形状の貴重な樹林地として、都市景観上重要なランドマークを形成しています。 中世山城が築かれた城郭的遺構及び縄文時代の遺跡があり、埋蔵文化財包蔵地として周知されている緑地です。 優れた景観を形成し、市街地を分節、歴史的意義を有する緑地を保全し、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針		施設の整備	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> 都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 城跡としての歴史文化資源を保全する。 		<ul style="list-style-type: none"> 散策路等、周辺地区と一体になった交流とふれあい活動の場としての活用に必要な施設。 保安林の指定地以外での、土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
備考	天神山特別緑地保全地区は区域の一部が保安林(土砂崩壊防備保安林・風致保安林)と重複しています。		

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
手広・笹田特別緑地保全地区	6.0	手広二丁目、笹田二丁目、鎌倉山四丁目	平成21年9月14日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 手広・笹田特別緑地保全地区は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を構成するとともに、低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を有しています。 貴重な樹林地を保全し、後世に伝えるとともに、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針		施設の整備	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> 深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 		<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
備考	手広・笹田特別緑地保全地区は、区域の一部が保安林(土砂流出防備保安林・保健保安林)と重複しています。		

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
等覚寺特別緑地保全地区	1.8ha	梶原一丁目、寺分一丁目	平成24年8月1日
【指定の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・等覚寺特別緑地保全地区は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景となる、一山形状を有する緑地としてその特色ある自然的景観の保全を図ることを目的としています。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能を確保すること、及び緑の回廊を構成する貴重な樹林地の自然的景観を保全すること、並びに地域住民の健全な生活環境を確保することを目的としています。 		
			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能、及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 ・特色ある一山形状の自然的景観を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
梶原五丁目特別緑地保全地区	4.6ha	梶原五丁目	平成24年8月1日
【指定の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・梶原五丁目特別緑地保全地区は防災機能の確保に加え、緑の回廊を構成する多様な生物の生息環境を確保しすることを目的としています。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能を確保すること、及び緑の回廊を構成し多様な生物の生息環境を有する貴重な樹林地等の自然環境・景観を保全すること、並びに地域住民の健全な生活環境を確保することを目的としています。 		
			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全し、市街地を分節して火災の延焼を防止する防災機能と、緑の回廊を構成する多様な生物の生息環境を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
上町屋特別緑地保全地区	0.6ha	上町屋	平成30年6月15日
<p>【指定の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上町屋特別緑地保全地区は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全するとともに、低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保することを目的としています。 市街地における貴重な樹林地の自然的景観を保全すること、及び地域住民の健全な生活環境を確保することを目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> 深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

②指定候補地及び緑地の保全の方針

○特別緑地保全地区の候補地とする都市における良好な自然環境を形成する緑地の指定に向けた取り組みを進めます。

地区		面積 (ha)	保全の方針
1	手広	15	<ul style="list-style-type: none"> ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・良好な谷戸の自然的環境を保全する。
2	龍宝寺	13	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
小計		28	
3	貞宗寺	4.9	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
4	植木	3.8	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
5	観音山	2.6	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 ・鎌倉の玄関口に位置する都市景観上の目印として大船観音と調和した緑を保全する。
6	青蓮寺	1.5	<ul style="list-style-type: none"> ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。
7	小動岬	0.8	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸沿いの景勝地として、その優れた自然的景観を保全する。
小計		13.6	
その他		3.3	※玉縄城址地区の拡大候補地(1.3ha)、等覚寺地区の拡大候補地(0.9ha)、上町屋地区の拡大候補地(1.1ha)
合計		44.9	

②指定候補地の緑地保全の要請

○特別緑地保全地区制度の周知を図るとともに、候補地内での土地利用等に対して保全の要請をしています。

●特別緑地保全地区制度（都市緑地法第12条・首都圏近郊緑地保全法第5条）

鎌倉市

特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む）^{※1}は、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に緑地を保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。

○制度の概要

■指定要件

（都市緑地法第12条）

都市計画区域内（鎌倉市の場合は全市域です。）の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。

- 1 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は遮断地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- 2 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの
- 3 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの
イ 風致又は景観が優れているもの
ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

（首都圏近郊緑地保全法第5条）

近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域については、近郊緑地保全計画^{※2}に定める基準に従い、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

- 1 近郊緑地特別保全地区に関する都市計画を定めることによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと。
- 2 特に良好な自然環境を有すること。

■指定主体

特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として都市計画決定を行います。決定主体は次のとおりです。

- ・近郊緑地特別保全地区・2市をまたぐ10ha以上の特別緑地保全地区は、神奈川県が指定（都市計画決定）します。
- ・それ以外の地区は、鎌倉市が指定（都市計画決定）します。

■地区内での行為の制限（都市緑地法第14条第1項）

特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 2 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 3 木竹の伐採
- 4 水溜の埋立て又は干拓
- 5 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

■特別緑地保全地区指定による土地所有者への主な優遇制度

○国の制度による主な優遇措置

- ・相続税が、山林及び郊野については、8割評価減となります。（財産評価基本通達50-2、58-5、123-2）
- ・固定資産税が最大1/2まで減免されます。
- ・行為の不許可処分を受けた場合、土地所有者は、市に土地の買入れを申出ることができます。譲渡所得に2,000万円の控除が適用されます。

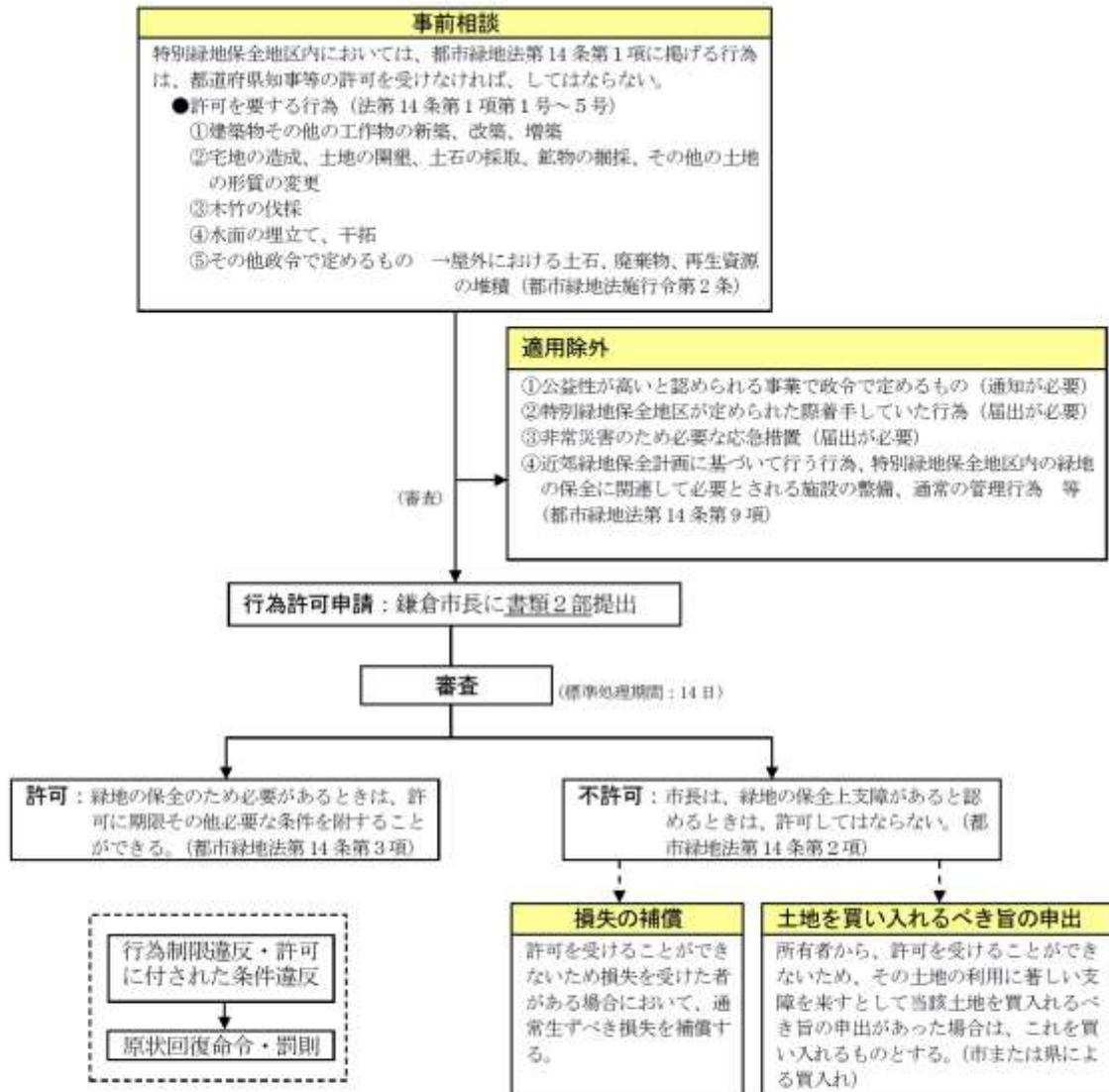
○鎌倉市の制度による主な優遇措置

- ・鎌倉市市税条例に基づき、固定資産税、都市計画税が課税されません。（国の制度では、最大1/2までの固定

^{※1} 近郊緑地特別保全地区は、首都圏近郊緑地保全法に基づき指定されるものですが、行為の規制等が特別緑地保全地区とはほぼ同一のため、都市計画としては同一の地域地区として一本化されています。

^{※2} 円島山・北鎌倉近郊緑地保全計画（平成19年2月14日 国土交通省告示第130号）

○特別緑地保全地区内における行為について（参考）



・鎌倉近郊緑地特別保全地区



・天神山特別緑地保全地区

○特別緑地保全地区候補地での緑地保全のお願い

鎌倉市緑の基本計画⁹¹では、重点的に取り組むべき施策展開の一つに、「緑地の確保」を掲げています。

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区は、指定により良好な自然環境となる緑地を現状凍結的に保全する制度で、この地区の指定は「緑地の確保」の上で重要な施策であり、本市では、これまで 11 地区、約 49.4ヘクタールを指定しています。（1地区、約 19ヘクタールは、神奈川県により指定された地区です。）

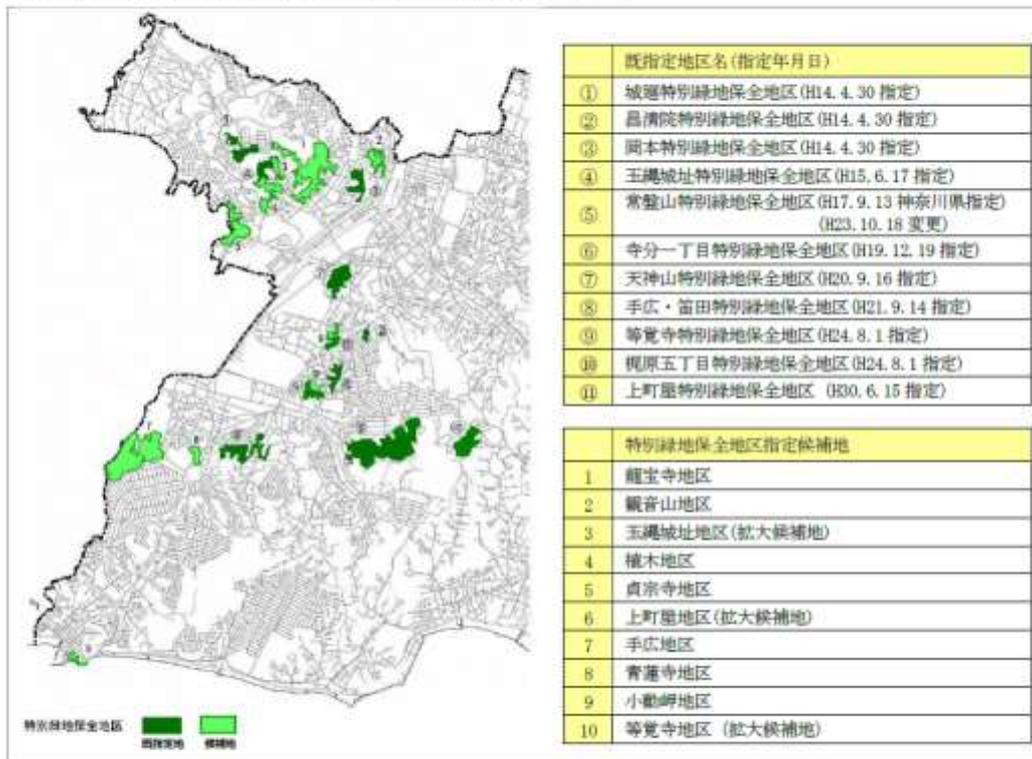
特別緑地保全地区に指定されると、建築行為など一定の行為が制限されることとなりますが、優遇税制による土地所有コストの軽減など、土地所有者に対するメリットもある制度です。

鎌倉市は緑の基本計画で、特別緑地保全地区候補地を明らかにして、指定に向けた取り組みを順次進めていますので、保全に対する協力をお願いいたします。

指定候補地の土地では、特別緑地保全地区としての規制はありませんが、土地利用等をご計画の際には、あらかじめご相談いただけますようお願いいたします。

なお、本市では独自の緑地保全に関する制度である「保存樹木・樹林制度、緑地保全契約制度、樹林管理事業⁹²」により、緑地の保全を図るとともに、優遇税制⁹³により土地所有者の保全に対する支援等を行っておりますので、ご協力をいただけるようお願いいたします。

■特別緑地保全地区（既指定地・候補地）の概ねの位置（参考）



【鎌倉市緑の基本計画 ―グリーン・マネジメントの実践― (P151) 掲載の図を編集したものです。】

⁹¹ 都市緑地法、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づき策定している「緑の基本計画」です。

⁹² 樹林管理事業は、特別緑地保全地区に指定された後に適用される制度です。

⁹³ 優遇税制は、特別緑地保全地区に指定された後に適用されます。（鎌倉市市税条例による）

裏面

■保存樹林制度（鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づく指定です。）

- ・指定対象：土地の面積が500平方メートル以上で、樹木が健全で、かつ、樹容が美観上優れているもの等です。
 - ・指定期間：3年間です。
- 奨励金額、指定実績等についてはみどり課までお問い合わせください。

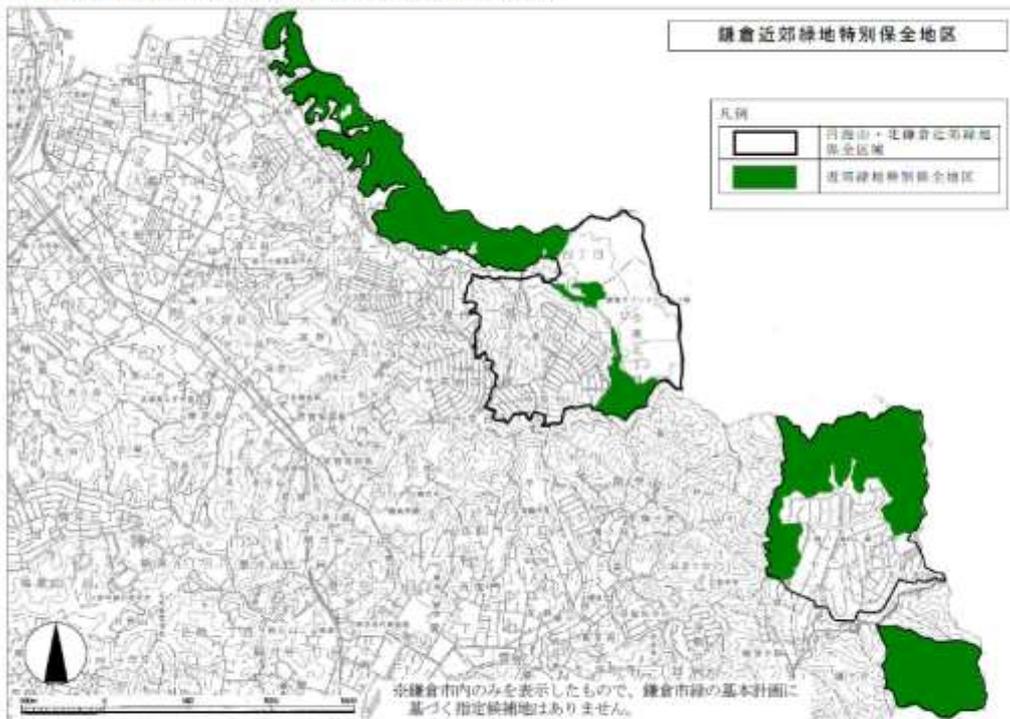
■緑地保全契約制度（鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づく契約です。）

- ・対象緑地：市街化区域の概ね1,000平方メートル以上の緑地です。
 - ・契約期間：原則10年間です。
- 奨励金額、契約実績等についてはみどり課までお問い合わせください。

■鎌倉市樹林管理事業（鎌倉市樹林の管理に関する要綱に基づく事業です。）

- ・「歴史的風土保存区域」「近郊緑地保全区域」「特別緑地保全地区」「緑地保全推進地区」を対象に、樹林地を良好に管理するために、市が予算の範囲内で、除伐、枝払いなどの樹林地の管理を行うものです。
 - ・市内の対象地域を6地区に分け、事業を実施しています。
- 詳細は都市整備部公園課までお問い合わせください。

■近郊緑地特別保全地区（既指定地）の概ねの位置（参考）



- 【お問い合わせ】 候補地や指定について：都市景観部みどり課みどり担当
電話 0467-61-3486（直通）
- 地区内での行為について：都市景観部都市景観課風致担当
電話 0467-61-3465（直通）

③確保緑地の適正整備事業

○特別緑地保全地区またはその候補地内の市有緑地を対象として、確保緑地の適正整備事業を実施しています。

■ 令和2年度 確保緑地の適正整備事業に関する概要報告

令和3年(2021年)7月21日

鎌倉市都市景観部みどり公園課

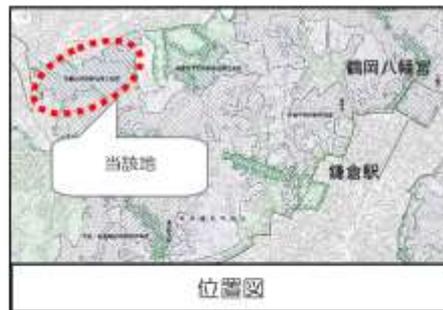
本市は緑の基本計画で、リーディング・プロジェクトに「緑の質の充実」を位置付け、全ての緑を対象に適正な整備・維持管理を継続的に行うことにより質を充実させ、広域的視点にも立って、市民等とも連携して未来に誇れる価値ある緑の創造を図る方針を示しています。この施策展開の一つとして、平成21年度から継続的に緑地の適正な整備を実施しています。

●事業・整備の概要

- 特別緑地保全地区^{※1}への指定等を行った緑地のうち市有緑地を対象に実施しています。
- 放置することにより荒廃の恐れのある緑地から優先的に実施しています。
- 主な整備項目は、本数調整伐、除伐、つる切り等の樹林整備です。
- この事業の対象地を含む市有緑地は、従前から周辺住民からの要望への対応等の維持管理を行っていますが、この事業は一体的な緑の質の充実を目指して実施しているものです。
- 実施後は、観察および視認等によるモニタリングを行い、後の事業実施の参考にしていきます。

●期待される効果

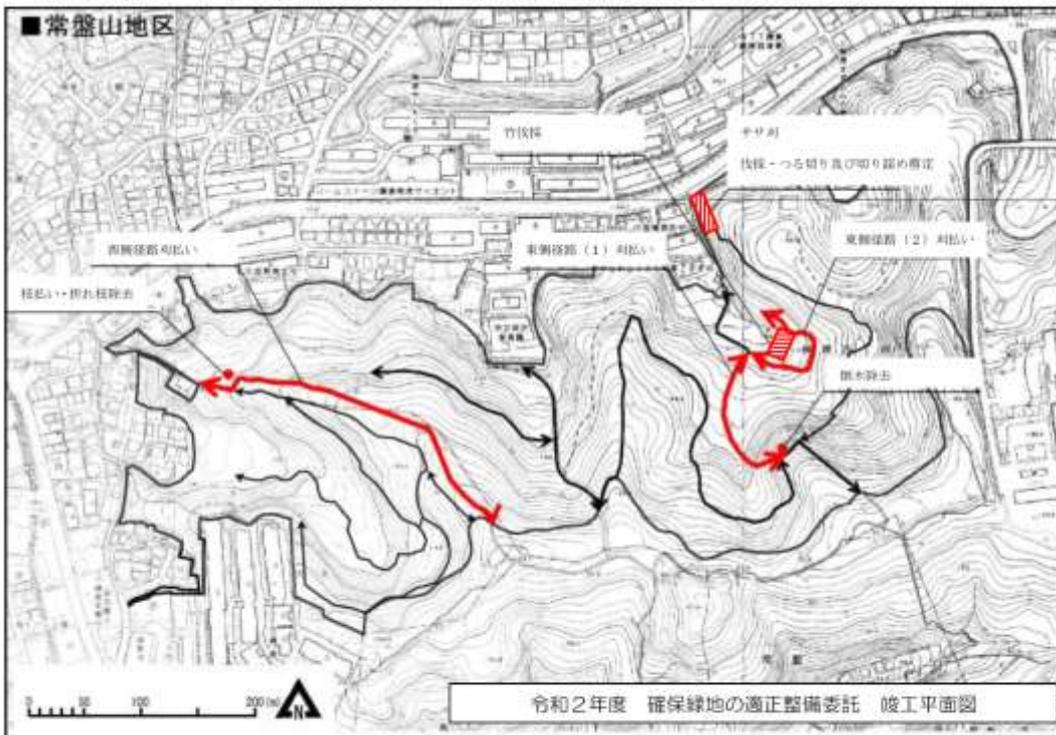
- 生物多様性の保全をはじめとする、緑地の機能向上。
- 健全で良好な緑地景観の形成。
- 市民の自然とのふれあい活動や、市民ボランティア等との連携による継続的な管理作業が可能な緑地環境の形成。



位置図

●業務内容

- 業務名 : 令和2年度確保緑地の適正整備委託
- 業務箇所及び面積 : 常盤山特別緑地保全地区(市有緑地約19haの内の約0.3ha)
- 業務履行期間 : 令和3年(2021年)2月3日~令和3年(2021年)3月31日
- 業務内容 : 径路刈払、竹伐採、ササ刈、伐採、つる切り及び切り詰め剪定等



令和2年度 確保緑地の適正整備委託 竣工平面図

^{※1} 都市緑地法に基づき都市における良好な自然環境となる緑を保全する制度で、鎌倉市では11地区(約49.4ha)を指定しています。地区内では行為制限に伴う土地の買入れ等により、20ha以上の緑地(指定候補地内の土地を含みます)が鎌倉市有地となっています。

○報告概要

径路刈払い (施工数量) L=590m W=2.0m

緑地の巡視や維持管理作業を行いやすくするため、管理用径路の刈払いを定期的に行っています
作業においては、樹林地や動植物への影響が少なくなるように、刈幅をできるだけ小さくしています。また、径路と樹林地をつなぐ空間である路肩部分は、多様な生物の生育環境の場となるように刈高を調整しています。特に尾根部の径路においては、踏圧による植生の後退や雨滴浸食を防止するためにササや草を地面の近くから刈り取らないように作業を行っています。その結果、林の縁辺部を好んで生育する植物や動物の利用が確認でき、土壌の浸食も抑制されています。
<写真①>



写真①

表1 尾根部径路の路肩で生育・生息(利用)が確認できた動植物の例

植 物	動 物
セントウソウ (※南向きに多)	タヌキ (獣道・噛み跡)
ヒメウス (※南向きに多)	ノウサギ (獣道・食痕)
ホウチャクソウ (※北向きに多)	アズマモグラ (モグラ塚、モグラ道)
ナルコユリ (※北向きに多)	オオタカ類 (目視・食痕)
ウラシマソウ	ツグミ類 (目視・食痕・糞)
	ウグイス (さえずり・ねぐら)
	アオジ・クロジ (目視・糞)

タケ伐採 (施工数量) φ5cm未満60本、φ5~10cm以下10本

位置図<竣工平面図参照>



施工地は、平成26年2月の降雪でタケ(マダケ)が折れ垂なり、日照不足や風通しの悪さから荒廃した竹林でした。

平成27年に、被害を受けた竹林の約半分を皆伐し、埋土種子の発芽により新たな植生に誘導する整備をしています。毎年、新たに発生したタケの除伐を行っており、現在は、タラノキやアカメガシワ等の先駆性樹種を主な構成種とした樹林が成立しています。<写真②>

また、定点カメラを設置し、生き物の利用状況を調査したところ、タヌキやノウサギの採餌が確認されました。加えて、外来種のコショクイや特定外来生物であるアライグマの生息も記録されました。<写真③>
ノウサギは、植生が回復した林床のミツバ(ウマノミツバ)を利用し、さらに、林縁部に帯状に残したササの新芽を好んで食べていることもわかりました。



写真②

【平成26年(2014年)】



【平成27年(2015年)】



【令和3年(2021年)5月】

定点カメラに撮影された生き物の例



【タヌキの採餌】



【ノウサギの採餌】



【コショクイ】

写真③

【全天空写真による施工地の樹冠開空状況】

竹伐採後の跡地については、植物の生育状況や動物等の利用状況及び林内環境の状況を毎年調査しています。林内環境は、温度計、湿度計、照度計等を用いて計測し、特に、林内の光環境については、植物の生長に大きく影響することから、全天空写真を撮影して樹冠の開空状況からもその変化を観察しています。〈写真4〉

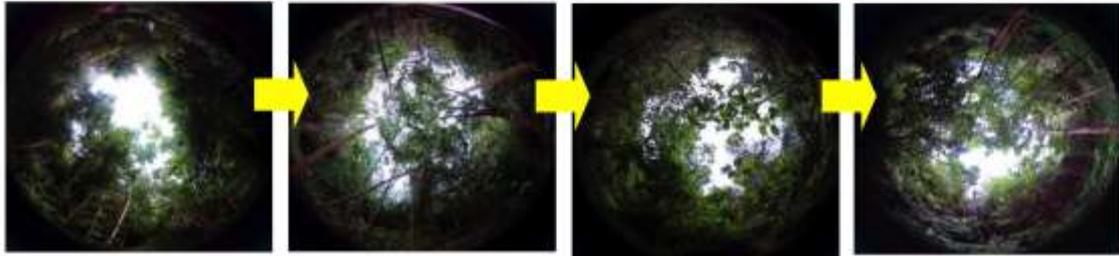
タケの伐採後、林内の埋土種子などから発生した稚樹が生長し、樹林地を形成しています。林冠は、伐採後2～3年で半分以上が、5年以上が経過した現在ではほとんど閉鎖した状況となりました。

現在、当該樹林地を構成する樹種は、タラノキ、アカメガシワ、カラスザンショウ等、林縁部や伐採跡地などの明るい場所で先駆的に生育する種が多く、このように林冠が閉鎖した状況下では、今後、生育を維持することが困難になると考えられます。実際に現場を確認したところ、既に、樹木の一部に枯れているものが見られました。

表2 林内の気象環境

観測日	天候	気温 (℃)	湿度 (%)	照度 (Lux)	地中温度 (℃)	pH	土壌水分量 (%)
RO1.05.17	晴れ	22.3	56	500~3,000	18	7.0	5未滿
RO1.10.07	曇り	24.7	66	1,750	22	7.0	5未滿
RO2.04.28	晴れ	22.3	50	7,830	15	6.5	10~20
RO3.05.18	曇り	25.6	70	2,459	20	6.5	10~20
(参考数値)	-	-	-	範囲 150~300	-	森林土壌 pH4~6	(乾) 10%以下、(湿) 20%以上

※計測器は「シンワ測定デジタル土壤湿度計 A 地温 水分 湿度測定機能付き」を使用。但し、照度については、RO1.10.07以降は照度計 (URCEP1 照度計) を使用。地中温度は、地表面から 20 cm で計測しています。



【平成 30 年 (2018 年) 5 月】

【令和元年 (2019 年) 10 月】

【令和 2 年 (2020 年) 5 月】

【令和 3 年 (2021 年) 5 月】

写真4

タケ伐採処理に伴うチップ化した発生材の追跡調査

位置図<竣工平面図参照>



タケの伐採で生じた発生材について、平成 30 年度はチップを用いて場内処分を行いました。

チップーを使用し、大きさ 2~3 mm×10 mm 程度に破碎した竹チップを L=2m×W=3.7m の試験地に厚さ 15 cm で敷設し、経過観察を行っています。敷設後半年では、草本植物の生育が多少確認できたものの、新たなタケの発生は確認できませんでした。

敷設後 1 年目には、試験地内に動物の足跡が確認でき、定点カメラを設置して観察しました。その結果、タヌキ、ノウサギ、シジュウカラ等の利用が確認できました。

敷設後 2 年目では、試験地は周辺と同様に植物で被覆されていましたが、同時にタケの発生も確認されました。〈写真5〉

また、一部を掘削してみたところ、竹チップは分解され土壌化が進んでおり、多くのミミズが確認できました。さらに、定点カメラを設置して、生き物の利用状況を調査したところ、複数回タヌキの利用が記録され、この場所を好んで利用しているようです。〈写真5〉

表3 林内の気象環境

観測日	天候	気温 (℃)	湿度 (%)	照度 (Lux)	地中温度 (℃)	pH	土壌水分量 (%)
RO1.05.17	晴れ	23.5	54	3,000~7,000	21	6.5	10~20
RO1.10.07	曇り	23.5	76	4,680	24	7.0	5未滿
RO2.04.28	晴れ	22.3	52	9,087	14	6.0	5~10
RO3.05.18	曇り	-	-	4,439	19	6.5	10~20
(参考数値)	-	-	-	範囲 150~300	-	森林土壌 pH4~6	(乾) 10%以下、(湿) 20%以上

※計測器は「シンワ測定デジタル土壤湿度計 A 地温 水分 湿度測定機能付き」を使用。但し、照度については、RO1.10.07以降は照度計 (URCEP1 照度計) を使用。地中温度は、地表面から 20 cm で計測しています。

竹チップ分解試験地の変化と生き物の利用の例



【ミミズの生育と土壌の分解状況 (令和3年5月)】
写真5

ササ刈払い(施工数量)刈払い面積 250㎡



樹林地内にササ(アズマネザサ)が繁茂すると、林床に日差しが届かなくなり、稚樹や草本植物が育ちににくくなって、樹林地を構成する種が貧弱になります。
 施工地では、背丈を超えるササが密生し、林床はササ以外の植物の生育が阻害された状況にありました。<写真6>
 ササの刈払いを実施し、施工後3か月目に状況を確認したところ、林床には66種(木本種26種、草本種40種)が確認できました。<写真7>



表2 ササの刈払い跡地で確認された林床植物
(木本種 26種)

(木本種 26種)			(草本種 40種)		
シュロ	カラスザンショウ	アオキ	カニクサ	ハコベ	トキワハゼ
コナラ	サンショウ	テイカカズラ	スギナ	ヒメウス	ヤエムグラ
アカメガシワ	ツタウルシ	クサギ	トボシガラ	センニンソウ	ヘクソカズラ
ムクノキ	リュウキュウハゼ	クコ	チチミザサ	ヤブマメ	カラスウリ
エノキ	ノブドウ	スイカズラ	オオスズメノカタビラ	クズ	フタクサ(※)
アケビ	ツタ	ウグイスカグラ	アズマネザサ	カタバミ	ヨモギ
アオツツラフジ	ツタウルシ		カントウマムシグサ	ヤブガラシ	アメリカセンダングサ(※)
サクラ sp.	タラノキ		ツユクサ	タチツボスミレ	ヘニバナボロギク(※)
ノイバラ	キツタ		トキワツユクサ(※)	オヤブシラミ	ハルジオン(※)
フジ	ムラサキシキブ		シオデ	ハナイバナ	セイタカアワダチソウ(※)
			オニドコロ	キュウリグサ	ノグシ
			ドクダミ	イヌホオズキ sp.	オニタビラコ
			ミスヒキ	ヒヨドリジョウゴ	
			ヨウシュヤマゴボウ(※)	オオイヌノフグリ	

(※)は外来種

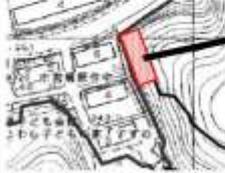
伐採・つる切り及び切り詰め剪定（施工数量）12本

ササを刈払った跡地では、つるが絡みついて生育を阻害された樹木、枯れ木、ナラ枯れ被害を受けた樹木などがありました。＜写真⑧＞健全な樹林地を維持するため、つるが絡んだ樹木はつる切りを実施し、ナラ枯れ被害木等は伐採を行いました。

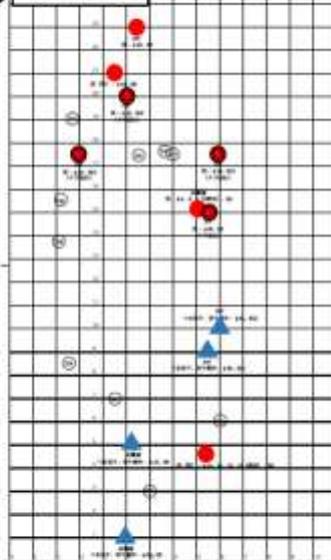
ナラ枯れ被害木については、人家が近接していたことから薬剤による処理が困難であったため、伐採後すぐに場外搬出することとしました。なお、伐採はできるだけ地面の近くから行うようにし、切り株にはさいの目状にノコ目を入れてできるだけ空気に触れる面積を多くし、乾燥させるようにしました。＜写真⑨＞

また、枝の張り出した大きな樹木は、枝折れ・落枝や倒木により人家等に被害を及ぼすことが危惧されることから、樹高を5m程度に切り詰め剪定を行いました。

案内図＜竣工平面図参照＞



樹木位置図



（詳細数量表）

伐採	8本
内枯れ木	2本
内ナラ枯れ木	4本
つる切り・切り詰め剪定	4本
φ10cm、H-8m	1本
φ20cm、H-8m	1本
φ26cm、H12m	1本
φ54cm、H12m	1本

（凡例）

伐採	●
ナラ枯れ木	●
つる切り・剪定	▲

【施工前】



写真⑧

【施工後】



写真⑨

●今後の展開

○本事業は、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画実施計画（令和2年度～7年度）の緑地保全事業に含まれ、今後も継続して取り組む方針としています。これまでの成果と中長期的な緑地の保全を踏まえ、モニタリングを通して作業を実施した箇所を継続的にフォローし、新たな保全管理手法や他の特別緑地保全地区等での実施も模索していきます。

○ナラ枯れ木の調査について

ナラ枯れとは、体長5mm程のカシノナガキクイムシ（通称：カシナガ）が媒介する「ナラ菌」によって、健全なコナラやミスナラ等のナラ類やシイ・カシ類の樹木が、7月から9月ごろに集団的に枯れる被害です。日本各地で発生が確認されており、平成29年（2017年）8月に県内で初めて被害が確認されて以降、毎年被害が確認されています。本市においても同年9月に二階堂で初めて被害が確認され、その後も市内でコナラやシイ・カシ類の立ち枯れが確認されています。ナラ菌の媒介となるカシナガは、一般に太い木や高齢の木に侵入しやすく、そのような木が枯死し易いと言われています。今回、当該緑地においても被害が確認されたことから、今後緑地内の特に人家等と近接する林縁部の樹木を調査し、伐採等の処理、又は、森林整備を兼ねた予防伐採を検討し、市内の同様なナラ枯れ被害地への対策の一助となるように取り組みます。

○侵入竹林の広葉樹林地へ誘導について

今後も調査を継続し、林内照度と植生との因果関係や樹林地の遷移を考察することによって、今後の適正な管理の在り方や遷移段階における緑地の維持管理の進め方のモデルとなるように取り組みます。

○伐採したタケの効果的な場内処分方法の検討について

平成27年度から継続してタケを伐採している箇所では、伐採後のタケの処理に苦慮していました。当初は、伐採したタケを施工地の周辺に積み置いていたが、分解が遅く、施工から5～6年が経過してもまだ、当時の形状を残したままのものもあります。一方、チップーで破砕処理をしたものは、2～3年でほとんどが分解され、植生の回復や動物の利用を促進し、高い効果があると思われます。一方で、機械の購入や使用にかかる費用、現地への搬入出し易さなどから、市内の竹林管理において、必ずしも機械による処理が可能な環境とは限らないことから、機械の使用以外にも同様な効果が得られる方法を引き続き検討します。

※本報告書掲載の写真の一部は、鎌倉市緑化推進専門委員の岩田晴夫氏からご提供いただきました。ありがとうございました。

MEMO

3) その他

○鎌倉都市計画景観地区、鎌倉都市計画高度地区の都市計画の決定を、次のとおり平成 20 年 3 月 1 日に告示しました。

○鎌倉都市計画高度地区については、令和 2 年 3 月 30 日に指定区域を拡大する都市計画の変更を行いました。

①景観地区

名称	鎌倉景観地区(平成 30 年 2 月 9 日変更/鎌倉市告示 249 号、平成 20 年 3 月 1 日/鎌倉市告示第 343 号)
位置	鎌倉市雪ノ下一丁目 他
面積	約 224.8ha
制限内容	建築物の高さの最高限度は 15m(ただし、第一種低層住居専用地域内では 10m)。建築物の屋根及び外壁の基調色は、原色・刺激性など周囲のまち並みと不調和となるような色は使用できません。 景観地区内において建築等を行う場合は認定申請が必要です。

名称	北鎌倉景観地区(平成 20 年 3 月 1 日/鎌倉市告示第 344 号)
位置	鎌倉市山ノ内地内
面積	約 7.2ha
制限内容	建築物の高さの最高限度は 15m(ただし、第一種低層住居専用地域内では 10m)。建築物の屋根及び外壁の基調色は、原色・刺激性など周囲のまち並みと不調和となるような色は使用できません。 景観地区内において建築等を行う場合は認定申請が必要です。

②高度地区

名称	高度地区(令和 2 年 3 月 30 日/鎌倉市告示第 345 号)
位置	第 1 種高度地区 ・第一種中高層住居専用地域(景観地区、風致地区を除く) ・第二種中高層住居専用地域 ・近隣商業地域(景観地区を除く北鎌倉駅周辺) 第 2 種高度地区 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・近隣商業地域(第 1 種高度地区及び景観地区を除く) 第 3 種高度地区 ・準工業地域 ・工業地域(柏尾川以南) 第 4 種高度地区 ・商業地域 ・工業専用地域 ・工業地域(柏尾川以北)
面積	第 1 種高度地区: 約 344ha 第 2 種高度地区: 約 309ha 第 3 種高度地区: 約 181ha 第 4 種高度地区: 約 71ha
制限内容	第 1 種高度地区: 建築物の高さの最高限度は、15m とする。 第 2 種高度地区: 建築物の高さの最高限度は、20m とする。 第 3 種高度地区: 建築物の高さの最高限度は、31m とする。ただし、工業系建築物以外の建物は 20m とする。 第 4 種高度地区: 建築物の高さの最高限度は、31m とする。

図 景観地区・風致地区指定区域

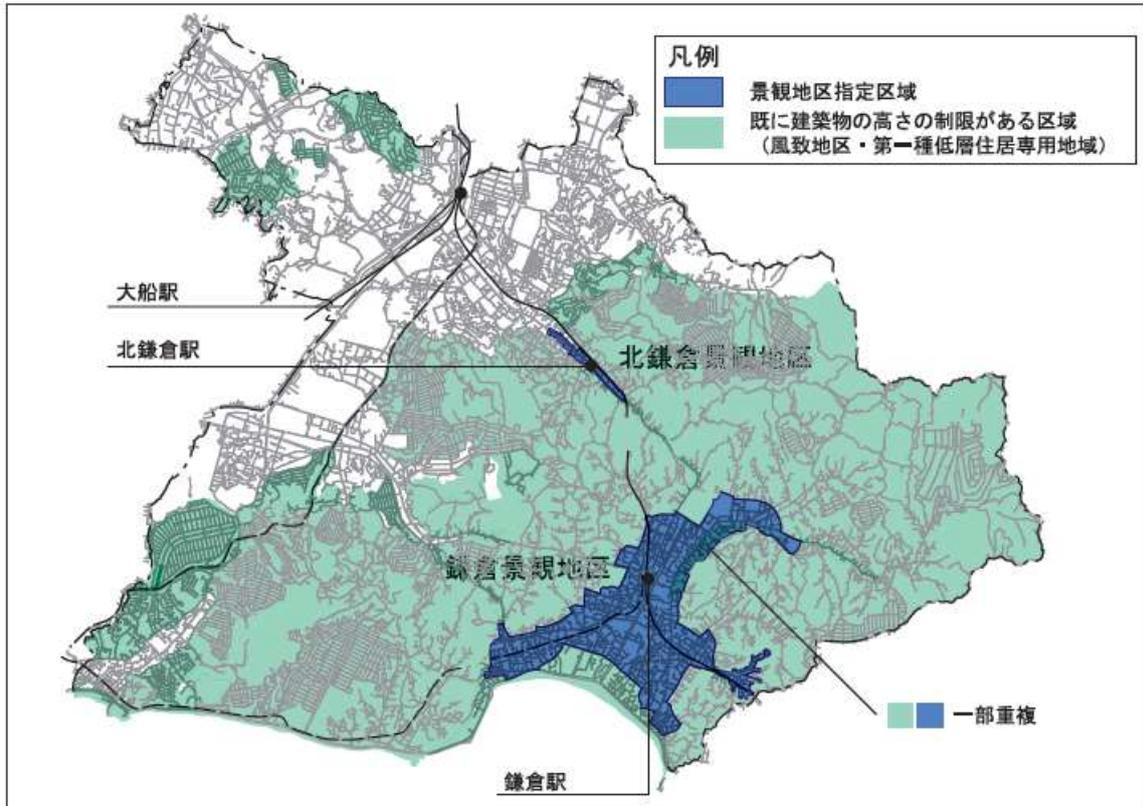
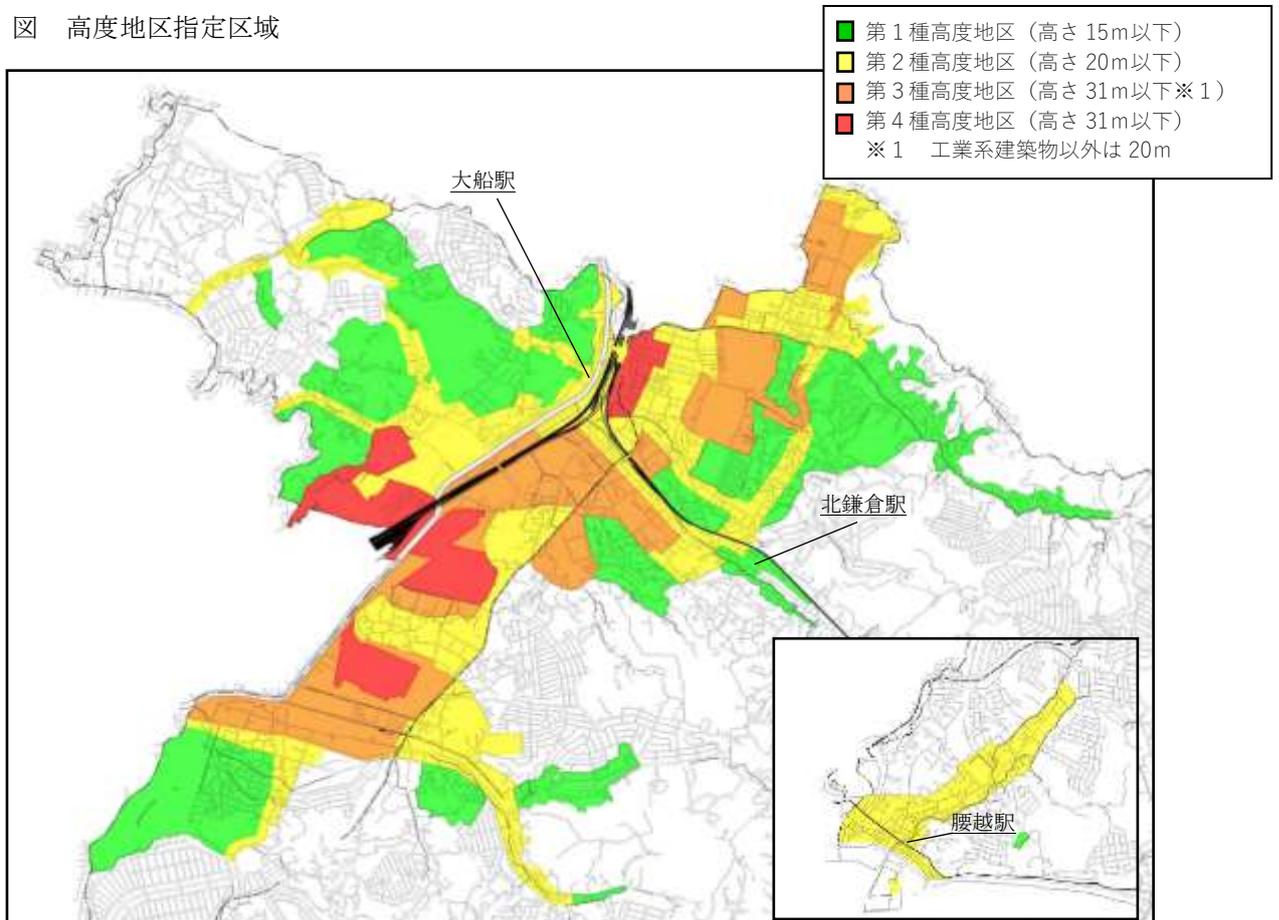


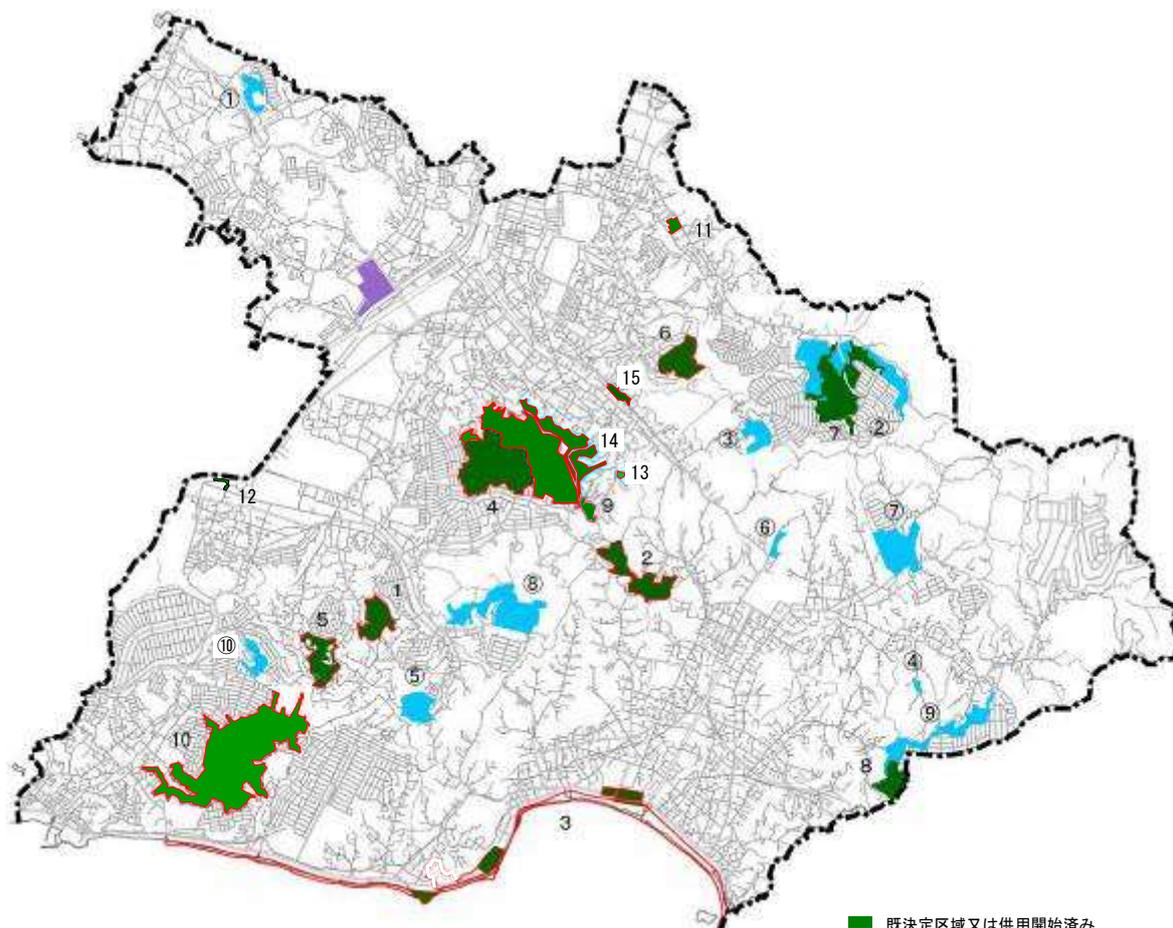
図 高度地区指定区域



(2) 主な都市計画公園・都市公園

1) 主な都市計画公園・都市公園・都市公園候補地の状況

○供用されている主な都市計画公園・都市公園、及び緑の基本計画で示す主な都市公園候補地は次のとおりです。

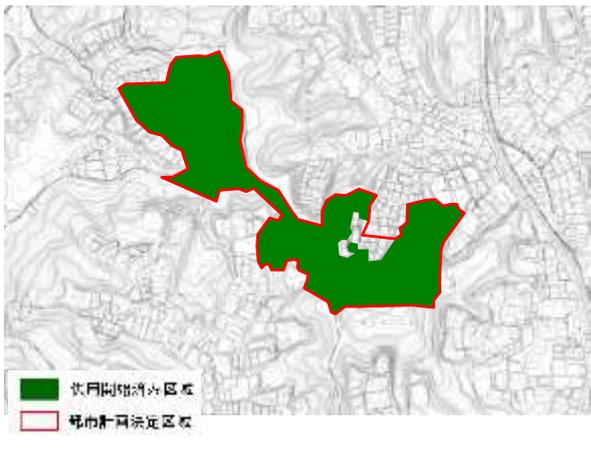


- 既決定区域又は供用開始済み
- 1 笛田公園(地区公園)
- 2 源氏山公園(地区公園)
- 3 鎌倉海浜公園(総合公園)
- 4 鎌倉中央公園(風致公園)
- 5 夫婦池公園(風致公園)
- 6 六国見山森林公園(風致公園)
- 7 散在方池森林公園(風致公園)
- 8 浄明寺緑地(都市緑地)
- 9 山ノ内西瓜ヶ谷緑地(都市緑地)
- 10 鎌倉広町緑地(都市林)
- 11 岩瀬下関防災公園
- 12 笛田一丁目公園
- 13 山ノ内東瓜ヶ谷緑地(都市緑地)
- 14 山崎・台峯緑地(都市緑地)
- 15 山ノ内宮下小路緑地(都市緑地)
- 候補地
- ① (仮称) 関谷公園(地区公園)
- ② 散在方池森林公園(風致公園)
- ③ (仮称) 明月荘公園(風致公園)
- ④ (仮称) 華頂宮公園(風致公園)
- ⑤ (仮称) 扇湖山荘公園(風致公園)
- ⑥ (仮称) 御谷公園(歴史公園)
- ⑦ (仮称) 永福寺公園(歴史公園)
- ⑧ (仮称) 北条氏常盤亭公園(歴史公園)
- ⑨ 浄明寺緑地(都市緑地)
- ⑩ (仮称) 腰越2号緑地(都市緑地)
- 県立フラワーセンター・大船植物園

①主な都市計画公園、または供用している主な都市公園の区域

○主な都市計画公園等の区域等は次のとおりです。

■地区公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
源氏山公園	S31. 9. 24(当初決定)	9. 54	S41. 10. 20	9. 5	扇ガ谷一丁目地内 外
	S50. 9. 9(名称変更)	9. 5		※0. 3ha は都市計画公園区域外	
【都市計画決定の理由】			 <p>■ 供用開始済区域 □ 都市計画決定区域</p>		
<p>・鎌倉市は観光都市として広く知られ四季を通じて観光客の多い都市であるが近年の人口の急増に伴い公園施設の整備に対する要請が強いのでここに源氏山公園を都市計画として決定し、これが整備と相まって市民の慰楽、保健の用に供そうとするものです。</p>					

※源氏山公園は、特殊公園(風致公園)として都市計画決定。

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
笛田公園	S41. 3. 2(当初決定)	5. 2	S52. 6. 1	0. 34	笛田三丁目地内 外
	S50. 9. 9(区域拡大) (名称変更)	5. 5	S54. 11. 1	1. 52	
				S55. 5. 20	
	S54. 2. 27(区域拡大)	5. 9	H18. 4. 1	5. 9	
【都市計画決定の理由】			 <p>■ 供用開始済区域 □ 都市計画決定区域</p>		
<p>・本市における将来の公園利用と配置等を勘案し、本公園を設置しようとするものです。</p>					

※笛田公園は、運動公園として都市計画決定。

■総合公園

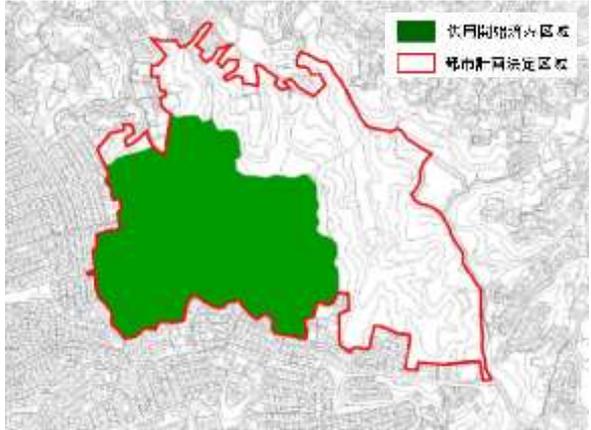
名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉海浜公園	S31. 9. 24(当初決定)	52.5	S41. 10. 20	4.15	由比ガ浜四丁目地内 外
	S41. 3. 2(区域変更)	31.6	S57. 6. 1	4.46	
	S50. 9. 9(名称変更)		H 2. 4. 1	6.63	
	R元. 6. 14		H14. 4. 26	7.0	
	(名称及び区域変更)	28.2			

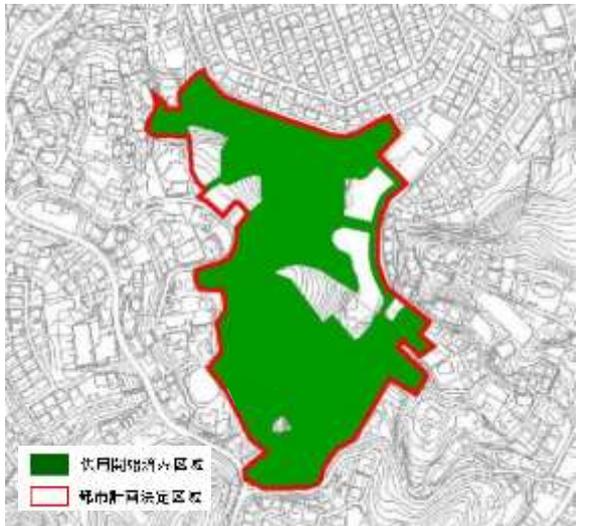
【都市計画決定の理由】

- ・鎌倉市は史実に富む土地であって、近年、四季の観光客特に、夏季の海水浴客の増加に伴い海浜公園整備の要請が強いのでここに本案のように本市海浜一体約 28.2ha を都市計画公園として決定しこれが今後の整備と相俟って市民及び海水浴客並びに観光客の保健慰楽の用に供そうとするものである。



■風致公園

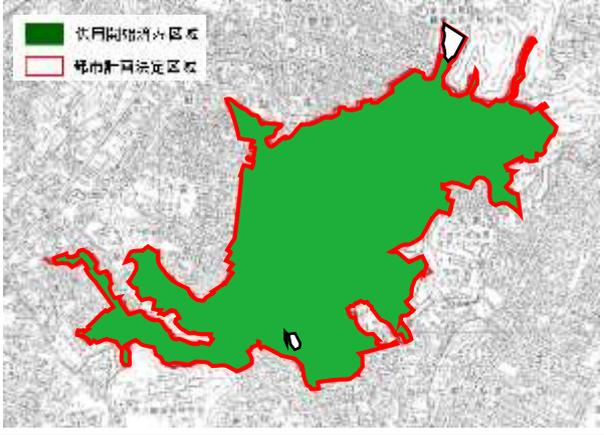
名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉中央公園	S41. 3. 2(当初決定)	23.6	H 9. 6. 1	8.5	山崎字清水塚地内 外
	S45. 3. 31(区域変更)	23.7	H16. 4. 1	23.7	
	S50. 9. 9(名称変更)				
	S55. 2. 15(区域変更)				
	H19. 11. 16(区域変更)	51.2			
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・本市における将来の公園利用と配置等を勘案し、市街地において残された、優れた自然風致の保護育成と、災害時の避難場所として整備することを目的として、本公園を設置しようとするものです。</p>					

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
夫婦池公園	H 9. 9. 2		H21. 4. 1	6.5	鎌倉山二丁目地内 外
			H30. 5. 21	6.6	
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・当公園は、夫婦池及びその周辺の湿地、樹林地等の自然を活かし、市民の憩いの場、散策の場として整備するとともに、樹林の保全を図るため、設置するものです。</p>					

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
六国見山森林公園	H14. 8. 8	6.9	H19. 4. 1	6.9	高野地内 外
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・かつて山頂より六つの国(相模・武蔵・伊豆・上総・下総・安房)が望め、また西には富士山、北には筑波山を眺望できたということからも山頂からの眺望が良く、戦後の大規模な宅地造成が行われた中で宅地に囲まれるように残された貴重な緑であり、自然とのふれあいを大切にした都市公園の設置を目的として設置するものです。</p> <p>※六国見山森林公園の展望台は、六国見山の山頂とは位置が異なります。</p>					

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
散在ガ池森林公園	—	—	S57. 6. 1	12.8	今泉台七丁目地内 外
			S61. 4. 1	12.9	
<p>【整備の方針等】</p> <p>・鎌倉市の北部に位置する散在ヶ池とそれを取り囲む森林を、自然を尊重しながら整備し、保全管理を行うことによって、県民や地元の皆さんに、身近に、しかも快適に、緑や自然にふれあう憩いの場を提供することを目的として、神奈川県と鎌倉市が協力のうえ整備を図っています。</p>					

■都市林

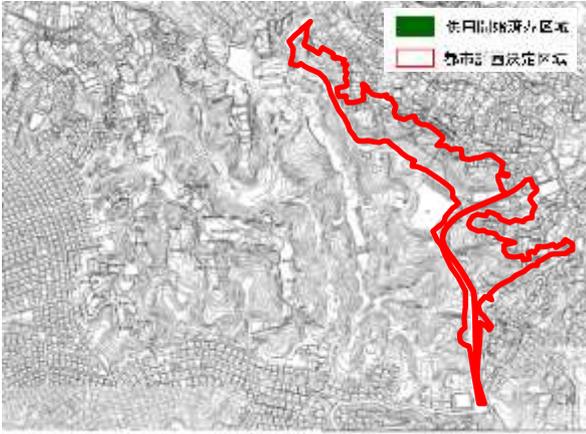
名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉広町緑地	H 17. 6. 28	48. 1	H27. 4. 1	48. 0	腰越地内 外
【都市計画決定の理由】					
<p>・鎌倉市の西部に位置し、丘陵の樹林、谷戸、水系からなる豊かな自然環境を有し、動植物の生息生育地である大規模な樹林地であり、都市の骨格を形成する緑地となっていることから、良好な自然的環境の保全を図ることを目的としています。</p>					

■都市緑地

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
浄明寺緑地	—	—	H 3. 3. 1	4. 24	浄明寺六丁目地内 外
【整備の方針】					
<p>・住宅地の緑地として、古都鎌倉における景観の緑として、重要な位置にあり、緑地として保全し、質の向上を図るとともに、市民が親しめる緑の空間として、緑地の機能を損なわない範囲の軽微な施設を配置し、容易に緑に触れることのできる緑地として整備するものです。</p>					

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
山ノ内西瓜ヶ谷緑地	H21. 12. 16	1.4	H26. 6. 1 H29. 6. 15	1.3 1.4	山ノ内西瓜ヶ谷地内
【都市計画決定の理由】 ・山ノ内西瓜ヶ谷緑地は、鎌倉市の中心部に位置し、周辺の緑地や都市公園等との緑のネットワークを形成するとともに、都市の自然的環境を保全し、景観を維持向上させる機能を有する貴重な樹林地となっており、自然的環境の保全を目的としています。					

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
山ノ内東瓜ヶ谷緑地	—	—	H29. 6. 15	0.3	山ノ内東瓜ヶ谷地内
【整備の方針】 ・緑地の機能を損なわない範囲で活用するための整備を行い、身近な生活空間における緑の充実を図ります。					

名称	都市計画決定・面積(約 ha)	供用開始・面積(約 ha)	所在地
山崎・台峯緑地	H31.2.6	8.6	山ノ内台字西ノ台 外
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・鎌倉市の中心部に位置し、周囲の緑地や都市公園等との緑のネットワークを形成するとともに、都市の自然的環境を保全し、景観を維持向上させる機能を有する貴重な樹林地となっており、自然的環境の保全を図るものです。</p>			

名称	都市計画決定・面積(約 ha)	供用開始・面積(約 ha)	所在地
山ノ内宮下小路緑地	R元.12.2	0.31	山ノ内字宮下小路地内
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・旧鎌倉地域の玄関口を特色付ける景観としての JR 横須賀線からの車窓景観を形成する樹林地で、歴史的風土保存区域、六国見山森林公園、近郊緑地保全区域などの緑のネットワーク軸を支える緑の市街地の形成上、重要な緑地であるため、良好な自然的環境の保全を図るものです。</p>			

(3) 緑の基本計画で設定する区域

1) 保全配慮地区

○保全配慮地区内での土地利用等に対して配慮の要請をしています。

保全配慮地区内で建築等をご計画の皆様へ

鎌倉市

緑地の保全に対する配慮のお願い

平成23年9月に改訂した鎌倉市緑の基本計画では、都市緑地法に基づく「保全配慮地区」を設定しています。

保全配慮地区は、緑地の凍結的保全や新たな土地利用の規制を行う地区ではありませんが、土地所有者はじめ市民の協力のもとに、緑のネットワークの形成と確保した緑地の機能がより効果的に発揮できるように、緑地の保全に配慮したきめ細かい施策を展開すべき地区です。

保全配慮地区に設定されている地区内で、開発事業や建築等をご計画される際には、次の事項について格段のご配慮をお願いいたします。

【配慮をお願いする事項】

- 1 建築敷地以外に一定規模以上の良好な緑地を所有されているときは、保全にご協力ください。
なお、保存樹木の指定（面積が500㎡以上）や緑地保全契約の締結（面積が概ね1,000㎡以上）などの保全制度があり、指定等に伴い、保全の支援等のために奨励金を交付いたします。該当する緑地があれば、ご相談ください。
- 2 敷地内に既存の樹木があれば、土地利用に支障のない範囲で、残してください。
なお、高さが15m以上であるなど一定の基準に適合する樹木であれば、保存樹木に指定し、保全の支援のため奨励金を交付いたします。該当する樹木があれば、ご相談ください。
- 3 建築等に伴い、敷地内にできる限り多くの樹木等を植栽するとともに、使用する樹木等は、周辺の緑地を構成するものや鎌倉在来のものを中心に使用してください。
- 4 敷地が道路に接する部分を緑化する場合に、一定の要件に合えば、その経費の一部を補助する制度（鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業^{*}）もありますので、活用してください。

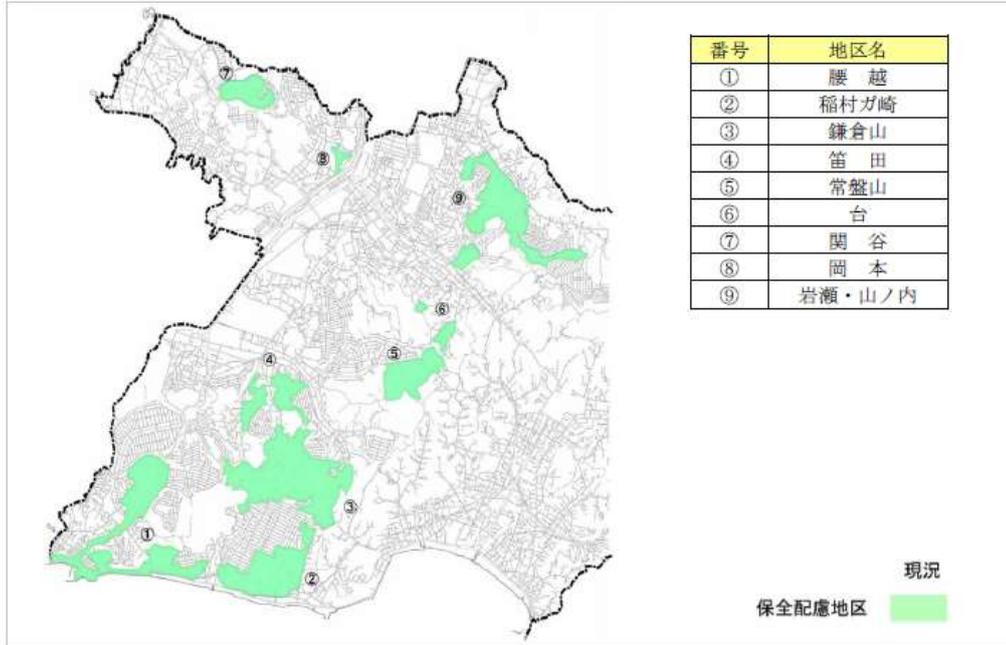
（事務担当：都市景観部みどり課 電話 0467-61-3486）

この文書または保全配慮地区についてご不明な内容等ございましたら、担当までお問い合わせください。

^{*} 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の規定による接道緑化は対象外です。その他要件等についてはご相談ください。

(参考)

●保全配慮地区の概ねの位置
(鎌倉市緑の基本計画 163 頁の図を反映させたものです。)



●鎌倉在来の樹木等について

- 保全配慮地区内では、周辺の緑地と地区内の緑との良好な緑のネットワークが形成できるように、建築敷地内での緑化及び使用する樹木等についてご配慮をお願いします。
- 樹木等は、できるだけ鎌倉在来のものを中心にした種類を使用してください。
- 高木として分類している樹種については、将来の良好な景観形成に寄与すると考えられるため、特にご配慮をお願いします。
- なお、「腰越地区」「稲村ガ崎地区」の特に海岸近くの潮風の強く当たる土地では、樹種の特性としての「耐潮性」に気をつけてください。一般的に耐潮性が強いとされているものには○を、弱いとされているものには×を付けていますので参考にしてください。

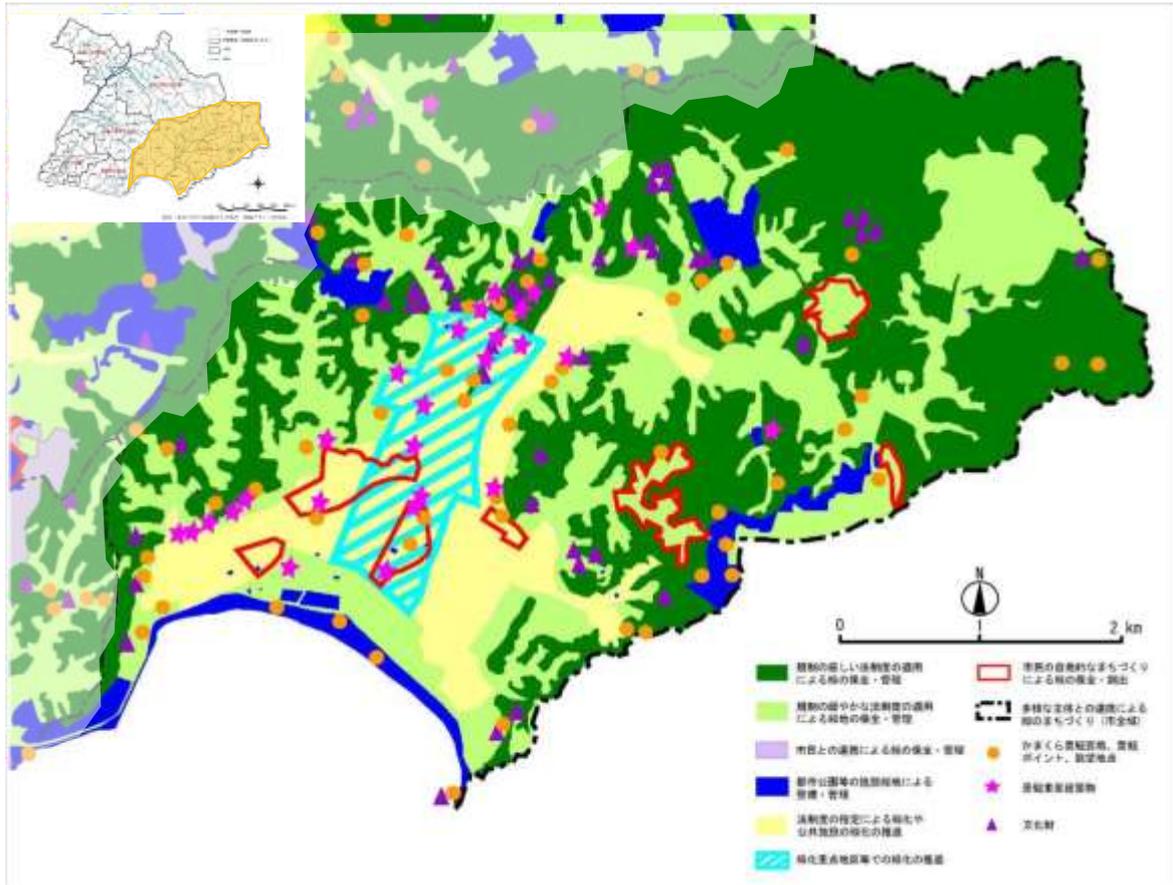
(参考：保全配慮地区で使用していただきたい樹種等)

分類	樹種等	
高木	針葉樹	イヌマキ○、カヤ○、クロマツ○
	常緑 広葉樹	アラカシ○、クロガネモチ○、シラカシ○、スダジイ○、タブノキ○、モチノキ○、モッコク○、ヤマモモ○
	落葉 広葉樹	イヌシデ×、イロハモミジ×、エゴノキ○、エノキ○、オオシマザクラ○、クヌギ、ケヤキ×、コナラ×、ヤマザクラ×
中木	常 緑	アオキ○、イヌツゲ○、ウバメガシ○、カクレミノ○、カナメモチ○、キンモクセイ、ゲッケイジュ○、サザンカ○、サンゴジュ○、トベラ○、ネズミモチ○、ヒイラギ○、ヒイラギモクセイ○、ヤブツバキ○
	落 葉	ウメ○、カイドウ、シモクレン、ムクゲ
低木	常 緑	アセビ、カンツバキ○、シャリンバイ○、ジンチョウゲ、ツツジ・サツキ類、ナンテン、ハクチョウゲ×、ハマヒサカキ○、ヒイラギナンテン、ヒサカキ○、マサキ○、マルバシャリンバイ○、ヤツデ○
	落 葉	アジサイ×、ウツギ、ガクアジサイ○、タニウツギ、ドウダンツツジ×、ハギ、ボケ、ムラサキシキブ、ユキヤナギ、レンギョウ
地被類		シャガ、ヤブラン○、ジャノヒゲ○、ユキノシタ、ツワブキ○

4. 流域を踏まえた地域別の主な取り組みと実績

(1) 滑川流域

■緑の保全等の方針図



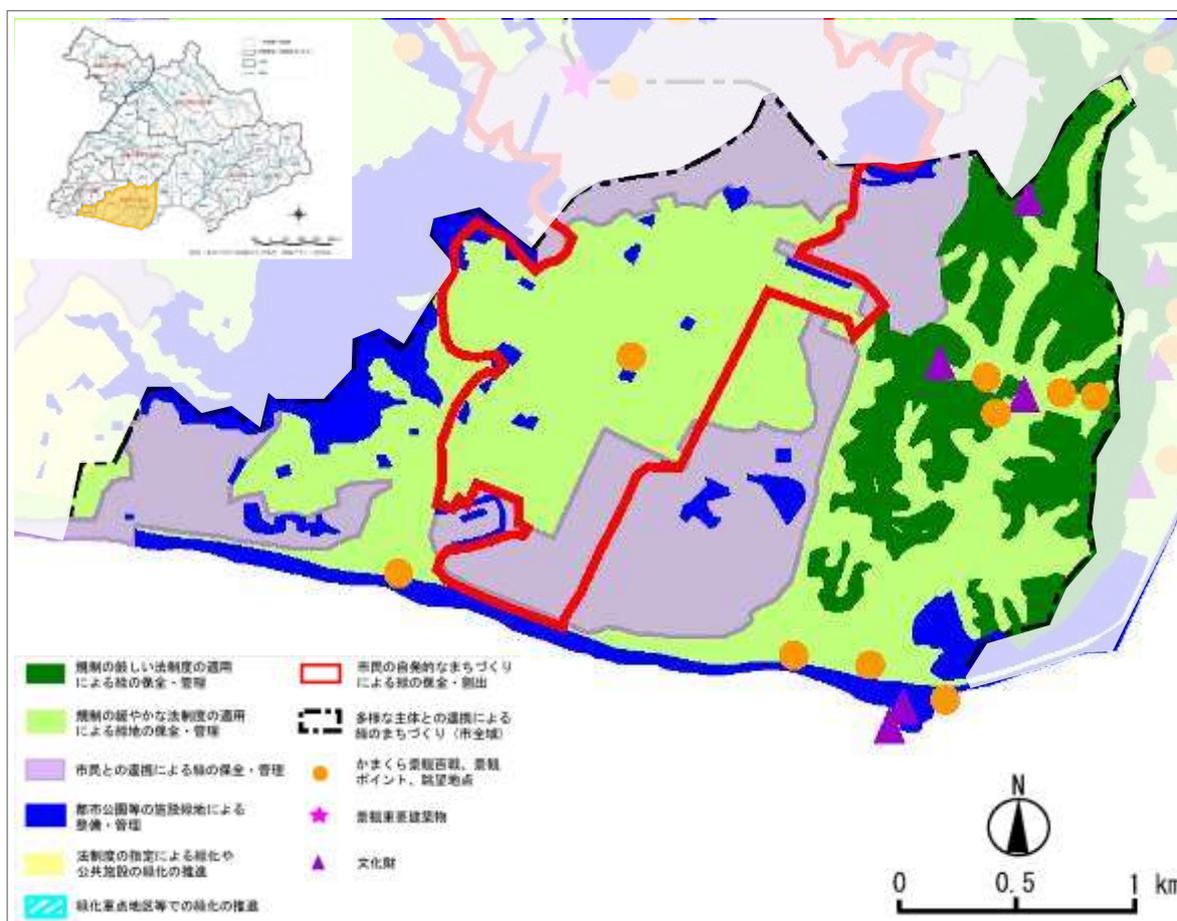
■主な取り組みの内容

区分	項目	令和2年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度末までに、神奈川県が買い入れた、歴史的風土特別保存地区内の土地の合計面積は 205.9ha です。(令和2年度 3,929.72㎡買入れ：数値は市内全域) 鎌倉近郊緑地特別保全地区内で買入れ申出されている土地の一部 18,884.91㎡を買い入れました(面積は市内全域)。
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	—

区分	項目	令和2年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	都市公園等の施設緑地による整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・浄明寺・十二所地区で樹林管理事業を実施し、枝払い、伐採を行いました。 ・県が「古都保存法緑地管理指針」に基づき策定した「樹林の整備の方針」、「危険木等の判定基準」に沿って、県有地において、危険木の伐採を行いました。 ・令和2年4月28日、鎌倉駅西口駅前時計台広場の工事が竣工しました。
行政が主体となる主な取り組み	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業区域内で60件の緑化協議を行いました(件数は市内全域)。
市民等との連携による主な取り組み	市民との連携による緑の保全・管理	—
	緑化重点地区等での緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・かまくら緑の会が、若宮大路でみどりのボランティアとして、花苗の植えつけを行いました。
	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・自主まちづくり計画を策定している団体が、公園清掃等の活動を行いました。 ・鎌倉風致保存会が、十二所果樹園、御谷山林での会員・ボランティアによる維持管理作業を11回実施しました(参加者数131名)。 ・鎌倉風致保存会が、緑地保存のため平成18年1月に取得した十二所果樹園については、市民の憩いの場としての環境整備を進める中で、平成20年度より通年開園とし、梅・栗の一般市民への販売を行っています。 ・鎌倉風致保存会が、昭和58年に保存会が保存建造物に指定し、平成21年に鎌倉市景観重要建築物に指定された大佛次郎茶亭の維持・管理を助成しました。
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・笹目町や大町の個人宅でオープン・ガーデンを実施している事例があります。 ・まち並みのみどりの奨励事業により、7件、植栽延長92.74mの接道緑化について、補助金を交付しました。(内、補助率が2/3になる接道緑化の補助件数は5件でした(危険ブロック塀等補助金の交付を受けてブロック塀等を除却する者で危険ブロック塀等補助金交付決定後、1年以内に当該補助金の交付対象となったブロック塀等にかえて建物敷地等に接道緑化を行ったため及び自主まちづくり計画策定地区の区域のため)。 ・公園愛護会として90団体、157公園で、街路樹愛護会として20団体、35路線で活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。(数値は市内全域)

(2) 極楽寺川流域

■ 緑の保全等の方針



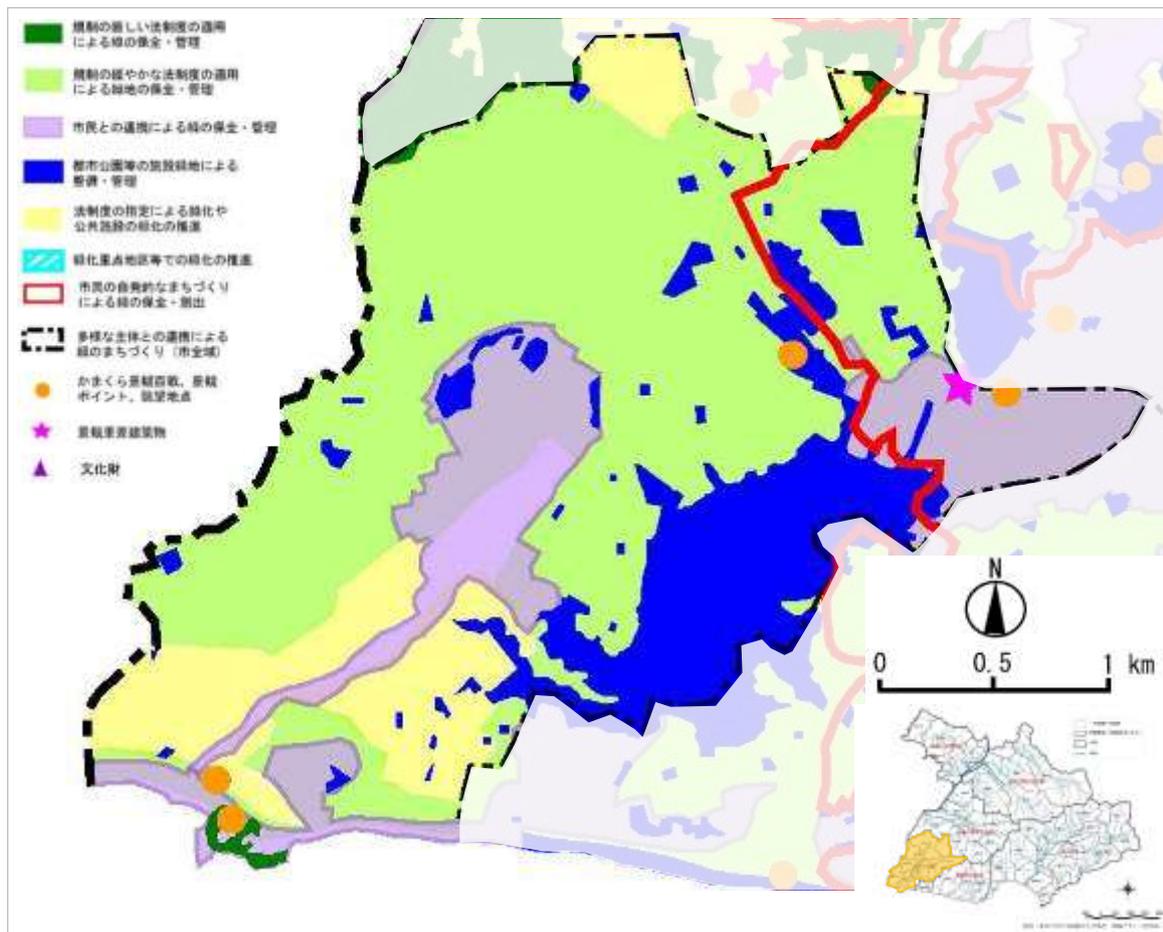
■ 主な取り組みの内容

区分	項目	令和2年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	・令和2年度末までに、神奈川県が買い入れた、歴史的風土特別保存地区内の土地の合計面積は205.9haです。(令和2年度3,929.72㎡買入れ：数値は市内全域)
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	—

区分	項目	令和2年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	都市公園等の施設緑地による整備・管理	・県が「古都保存法緑地管理指針」に基づき策定した「樹林の整備の方針」、「危険木等の判定基準」に沿って、県有地において、危険木の伐採を行いました。
	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	・開発事業区域内で 87 件の緑化協議を行いました(件数は市内全域)。
市民等との連携による主な取り組み	市民との連携による緑の保全・管理	—
	緑化重点地区等での緑化の推進	—
	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	・自主まちづくり計画を策定している団体が、公園清掃等の活動を行いました。
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	・まち並みのみどりの奨励事業により、2 件、植栽延長 12.9m の接道緑化について、補助金を交付しました。 ・公園愛護会として 90 団体、157 公園で、街路樹愛護会として 20 団体、35 路線で活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。(数値は市内全域)

(3) 神戸川流域

■緑の保全等の方針



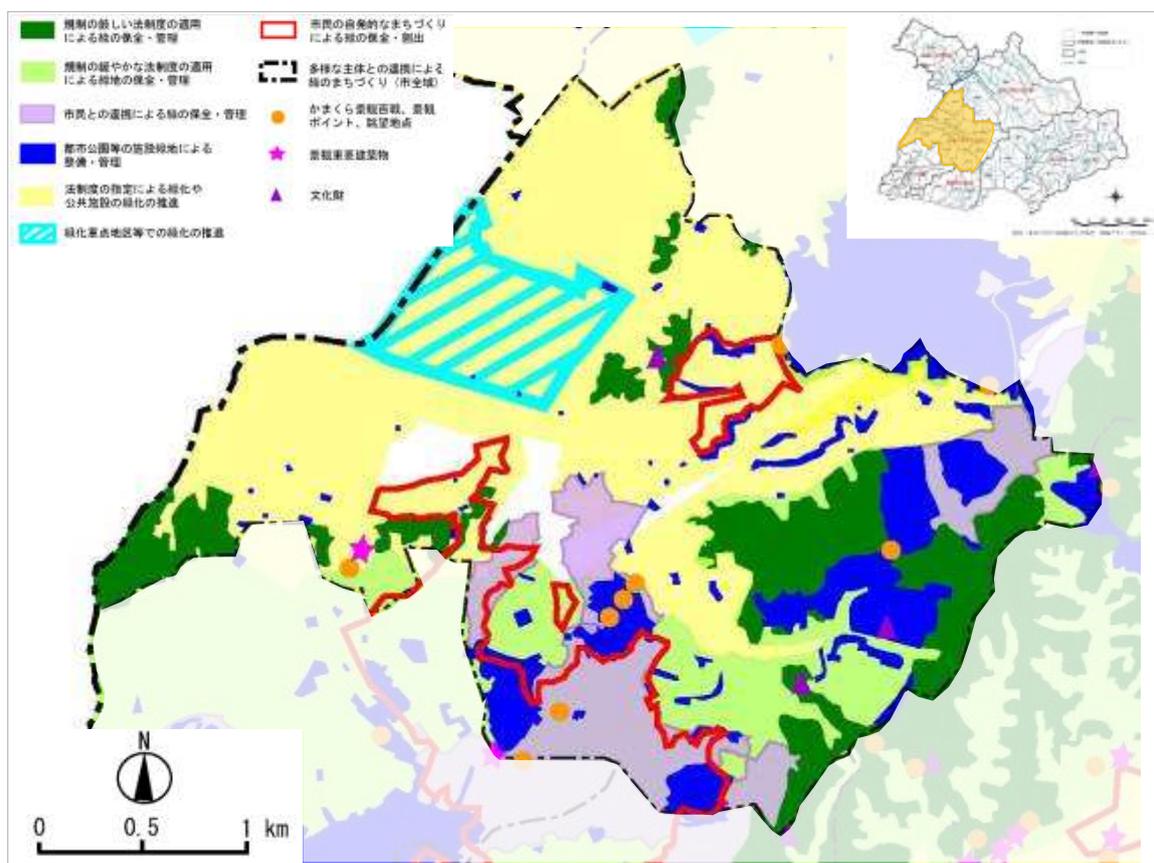
■主な取り組みの内容

区分	項目	令和2年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	—
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	—
	都市公園等の施設緑地による整備・管理	—
	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	・開発事業区域内で 60 件の緑化協議を行いました(件数は市内全域)。

区分	項目	令和2年度の主な実績等
市民等との連携による主な取り組み	市民との連携による緑の保全・管理	—
	緑化重点地区等での緑化の推進	—
	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	・自主まちづくり計画を策定している団体が、公園清掃等の活動を行いました。
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	・まち並みのみどりの奨励事業により、1件、植栽延長8.6mの接道緑化について、補助金を交付しました。 ・公園愛護会として90団体、157公園で、街路樹愛護会として20団体、35路線で活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。（数値は市内全域）

(4) 柏尾川左岸下流域

■緑の保全等の方針



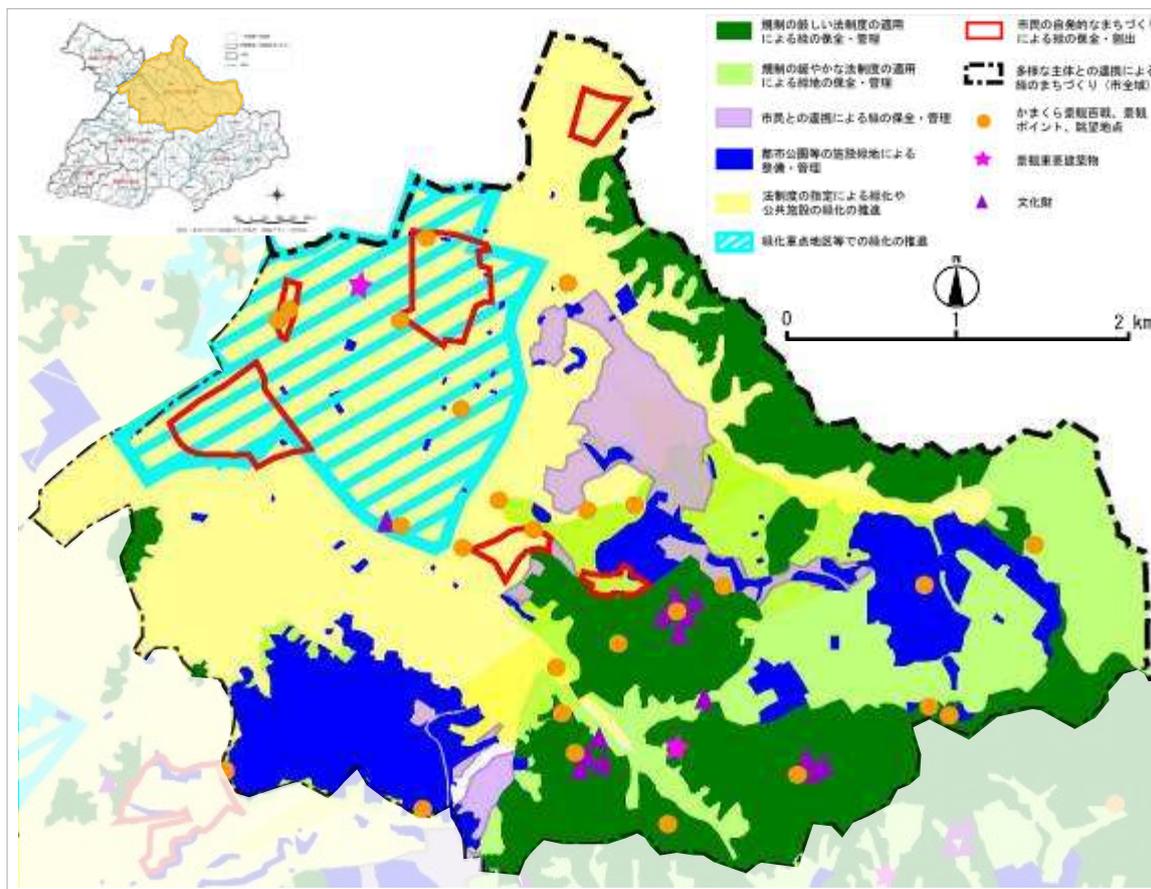
■主な取り組みの内容

区分	項目	令和2年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度末までに、神奈川県が買い入れた、歴史的風土特別保存地区内の土地の合計面積は205.9haです。(令和2年度3,929.72㎡買入れ：数値は市内全域) 常盤山特別緑地保全地区内の市有地で確保緑地の適正整備事業を実施しました。
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	—

区分	項目	令和2年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	都市公園等の施設緑地による整備・管理	・令和3年3月25日、笛田公園の柵を修繕しました。
	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	・開発事業区域内で60件の緑化協議を行いました(件数は市内全域)。
市民等との連携による主な取り組み	市民との連携による緑の保全・管理	・NPO 鎌倉みどりのレンジャーが緑地管理作業等を(仮称)常盤緑地で行いました。
	緑化重点地区等での緑化の推進	—
	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	・自主まちづくり計画を策定している団体が、公園清掃等の活動を行いました。
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	・まち並みのみどりの奨励事業により、2件、植栽延長32.0mの接道緑化について、補助金を交付しました。 ・公園愛護会として90団体、157公園で、街路樹愛護会として20団体、35路線で活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。(数値は市内全域)

(5) 柏尾川左岸上流域

■緑の保全等の方針



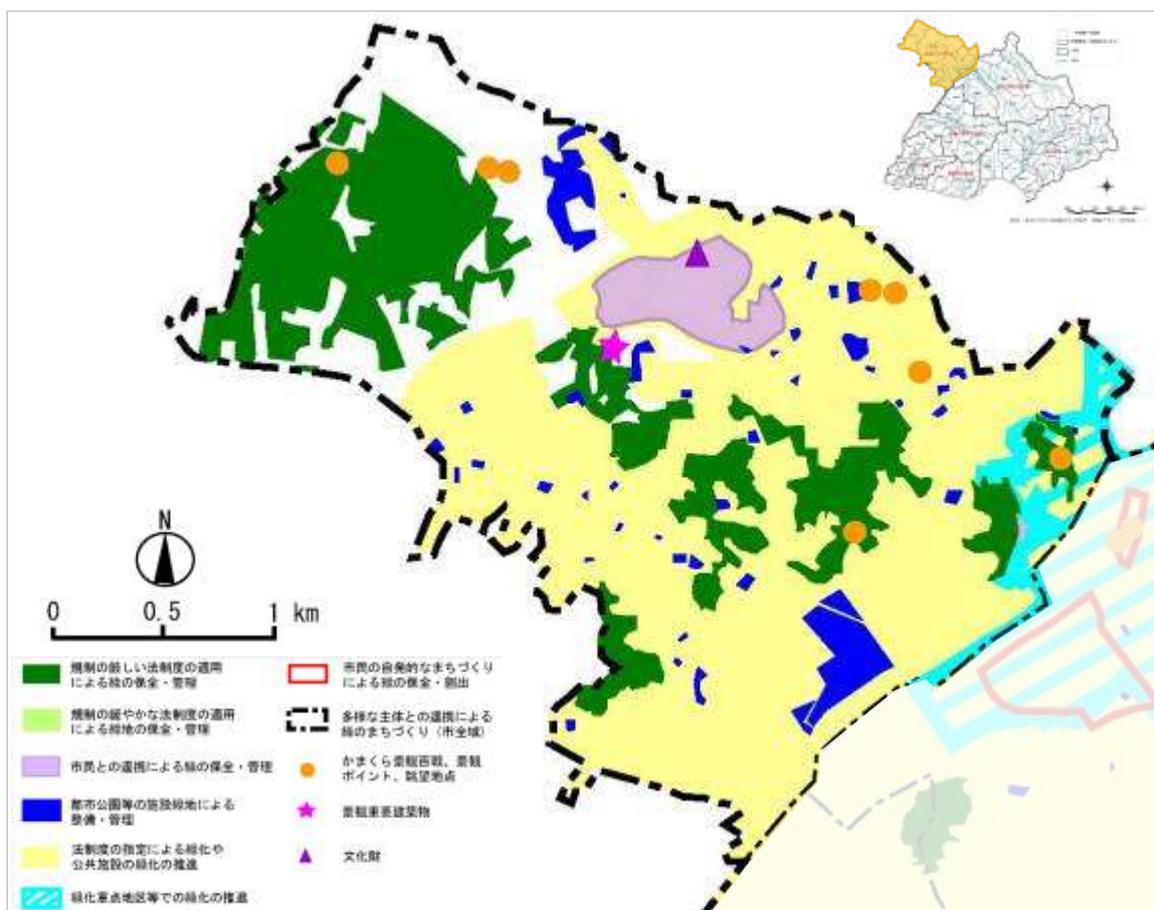
■主な取り組みの内容

区分	項目	令和2年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度末までに、神奈川県が買い入れた、歴史的風土特別保存地区内の土地の合計面積は205.9haです。(令和2年度3,929.72㎡買入れ：数値は市内全域) 鎌倉近郊緑地特別保全地区内で買入れ申出されている土地の一部18,884.91㎡を買い入れました(面積は市内全域)。
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	—

区 分	項 目	令和2年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	都市公園等の施設緑地による整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・県が「古都保存法緑地管理指針」に基づき策定した「樹林の整備の方針」「危険木等の判定基準」に沿って、県有地において、危険木の伐採を行いました。 ・（仮称）山崎・台峯緑地（公園）整備（土木）工事において園路等の整備工事を行いました。 ・鎌倉中央公園拡大区域（台峯）で、13,178.00 m²の用地を取得し、用地取得率は97.8%となりました。 ・令和2年4月14日、鎌倉中央公園拡大区域（27.5ha）のうち、一部（19.0ha）を供用開始しました。
	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業区域内で60件の緑化協議を行いました（件数は市内全域）。
市民等との連携による主な取り組み	市民との連携による緑の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月10日、三菱電機株式会社情報技術総合研究所からの寄附により、砂押川プロムナードに桜（ジンダイアケボノ8本）を植樹していただきました。
	緑化重点地区等での緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・砂押川プロムナードの桜12本の整枝剪定・枯れ枝等の伐採を行いました。
	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・自主まちづくり計画を策定している団体が、公園清掃等の活動を行いました。
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みのみどりの奨励事業により、2件、植栽延長33.5mの接道緑化について、補助金を交付しました。 ・公園愛護会として90団体、157公園で、街路樹愛護会として20団体、35路線で活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。（数値は市内全域）

(6) 柏尾川右岸流域

■緑の保全等の方針



■主な取り組みの内容

区分	項目	令和2年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	—
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	—
	都市公園等の施設緑地による整備・管理	—
	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	・開発事業区域内で60件の緑化協議を行いました(件数は市内全域)。

区分	項目	令和2年度の主な実績等
市民等との連携による主な取り組み	市民との連携による緑の保全・管理	—
	緑化重点地区等での緑化の推進	—
	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	—
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みのみどりの奨励事業により、1件、植栽延長 14.6m の接道緑化について、補助金を交付しました。(内、補助率が 2/3 になる接道緑化の補助件数は 1 件でした(危険ブロック塀等補助金の交付を受けてブロック塀等を除却する者で危険ブロック塀等補助金交付決定後、1年以内に当該補助金の交付対象となったブロック塀等にかえて建物敷地等に接道緑化を行ったため)。 ・公園愛護会として 90 団体、157 公園で、街路樹愛護会として 20 団体、35 路線で活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。(数値は市内全域) ・平成 24 年 4 月、植木 1 号市民緑地を対象として、市民緑地愛護会が設立され、会員による愛護活動が行われています。

MEMO